

関ヶ原町公共施設等総合管理計画

令和4年3月

関ヶ原町

目 次

1 計画の基本的事項

1.1 計画の基本的事項

- (1) 公共施設等総合管理計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 公共施設等総合管理計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・2

2 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 人口の推移と将来の見通し

- (1) 総人口の推移と将来推計・展望・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 年齢3区分別人口の推移と将来展望・・・・・・・・・・・・・3

2.2 公共施設等の現況

- (1) 公共施設等の現況・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 過去に行った対策の実績と施設保有量の推移・・・・・・・・・・・・・6
- (3) インフラ施設の現況・・・・・・・・・・・・・6

2.3 財政状況の推移と将来の見通し

- (1) 歳入・・・・・・・・・・・・・8
- (2) 歳出・・・・・・・・・・・・・9
- (3) 更新費用の試算・・・・・・・・・・・・・9

2.4 課題の整理

- (1) 課題の整理・・・・・・・・・・・・・17

3 公共施設等の管理に関する基本方針

3.1 公共施設等の管理に関する基本方針

- (1) 公共施設等の適正な改修、更新と安全確保・・・・・・・・・・・・・19
- (2) 維持管理・運営の効率化・・・・・・・・・・・・・19

3.2 公共施設等の保有量と配置の適正化

- (1) 公共施設等の建設の必要性の検討・・・・・・・・・・・・・20
- (2) 公共施設等の統廃合と転用の推進・・・・・・・・・・・・・20

3.3 公共施設等の長寿命化と安全確保

- (1) 点検・診断等の実施・・・・・・・・・・・・・22
- (2) 維持管理・修繕・更新等の実施・・・・・・・・・・・・・23
- (3) 安全確保の実施・・・・・・・・・・・・・23
- (4) 耐震化の実施・・・・・・・・・・・・・23
- (5) 長寿命化の実施・・・・・・・・・・・・・24
- (6) ユニバーサルデザインの推進・・・・・・・・・・・・・25
- (7) 統合や廃止の推進・・・・・・・・・・・・・25

3.4 維持管理・運営の効率化

- (1) 民間との連携・・・・・・・・・・・・・25
- (2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築・・・・・・・・・・・・・26

4 フォローアップの実施

- (1) PDCAサイクルによるフォローアップ・・・・・・・・・・ 26
- (2) 今後のスケジュール・・・・・・・・・・ 27

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- (1) 公共建築物の更新費用の縮減・・・・・・・・・・ 28
- (2) 更新費用縮減のための取組・・・・・・・・・・ 28
- (3) 施設類型ごとの取組方針・・・・・・・・・・ 30

資料編

- 1. 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(総務省通知)・・・ 56
- 2. 公共施設等一覧表・・・・・・・・・・ 62
- 3. 用語解説・・・・・・・・・・ 67

1 計画の基本的事項

関ヶ原町は岐阜県の西端に位置し、北は伊吹山を主峰とする伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれた地域であり、平野部でも海拔100m～200mの高低差があり、変化の多い地形を特徴とした、東西8.1km、南北12.5kmの町です。山に囲まれているため町域の約80%は山林となっており、豊かな緑に恵まれています。また三関のひとつである「不破関」が置かれ、古来より東西交通の要衝として栄え、天下分け目の戦いである壬申の乱と関ヶ原の戦いが行われた地としても全国的に有名です。また交通の要衝であったため東西文化の境界あるいは融合地域として豊かな文化に育まれています。

明治22年、町村制度に伴い、不破郡関ヶ原村が成立しました。明治30年には4村と合併し、新たな関原村が誕生しました。昭和3年に町制を施行し関ヶ原町となり、その後昭和29年9月には不破郡今須村、玉村、岩手村の一部と合併し、現在の関ヶ原町が誕生しています。

1.1 計画の基本的事項

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

戦後の人口増や都市化の進展および経済発展に伴い、公共施設やインフラを集中的に整備してきましたが、これらの公共施設の老朽化が進み、維持管理と安全に関する老朽化対策が大きな課題となっています。

また、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように公共施設等の老朽化が原因とみなされる事故も発生しており、公共施設等の管理者には安全の確保が強く求められています。

今後、人口の減少や高齢化に伴い、特に生産年齢人口の減少が急激に進むと予測されています。このことは税収の減少を招き、さらに、高齢者の増加に伴い社会保障費が増大していくと、財政を圧迫することとなります。

このようなことから公共施設等について、町全体を総合的に見据え、今後の財政状況に応じた管理が求められています。

(2) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国土交通省は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定して、インフラの戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、インフラ管理者に対して「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

これを受けて総務省は、平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

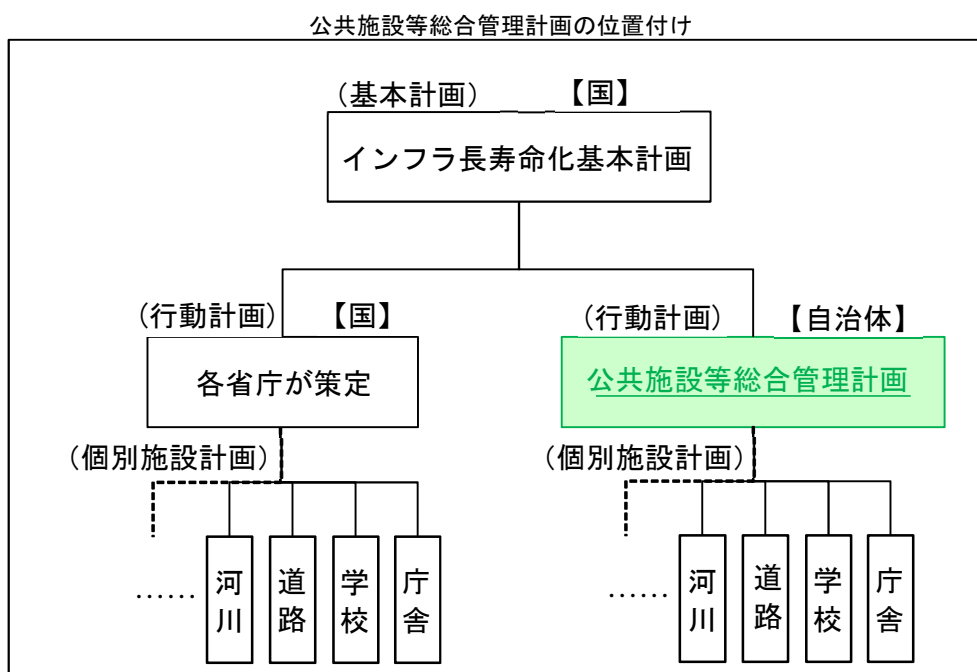
公共施設等総合管理計画は、本町が保有するすべての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示し、その方針に従い個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施します。

(3) 計画期間

本計画は中長期的な視点に立った公共施設等の総合的な管理を実施するため、計画期間を平成29年度から令和18年度までの20年間とします。

庁内の各部署にて検討される、公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた場合には、本計画に適宜、反映させることとします。

なお、このたびの改定は、国の「公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」（2021(令和3)年1月26日付け総財務第6号通知）を受けて行うものです。



2 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 人口の推移と将来の見通し

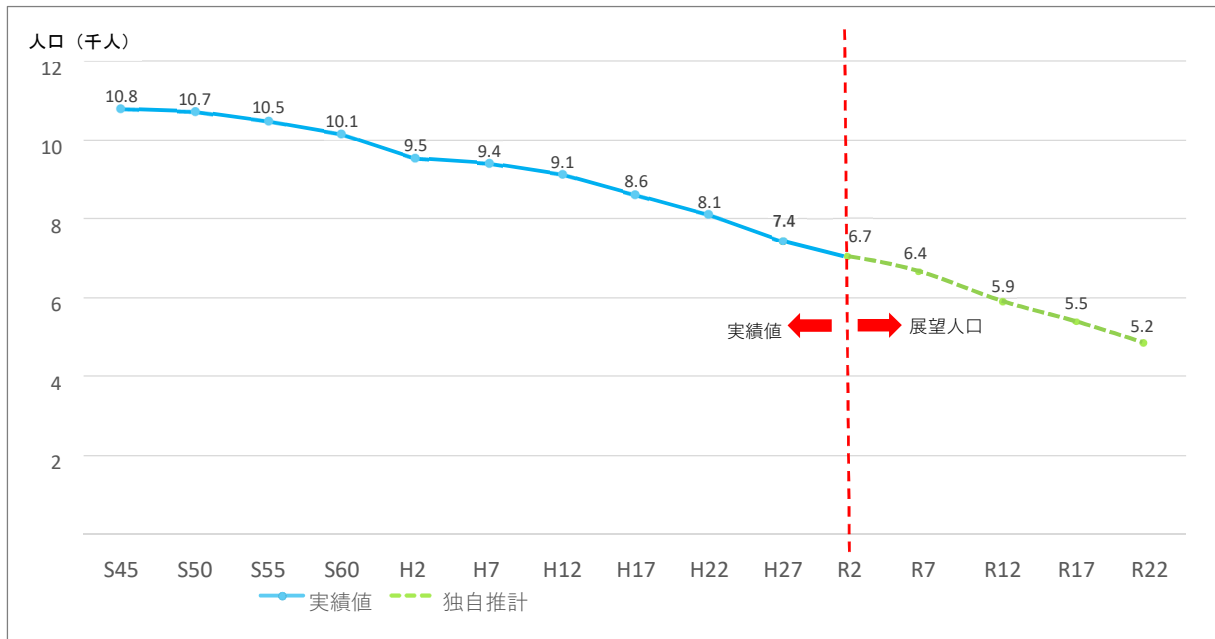
(1) 総人口の推移と将来推計・展望

本町の人口の推移と将来推計・展望を以下に示します。

本町の人口は、減少傾向が続いており、昭和45年(1970年)の総人口10,800人から令和2年度(2020年度)末には6,610人となり、ここ50年間で約30%の人口減少となっています。また、令和2年度策定の「関ヶ原町人口ビジョン」では令和2年度末の人口は6,800人と推計されていましたが、その後確定した実績値では6,610人となり、予測以上の人口減少が進行しているといえます(図の破線部分)。

更には、将来展望人口についても減少が予測されており、令和22年(2040年)の将来展望人口は、およそ5,200人になるとされています。

人口の推移と将来推計と展望



※国勢調査(昭和45年～平成27年)／関ヶ原町人口ビジョン(令和2年～令和22年の展望人口)

(2) 年齢3区分別人口の推移と将来展望

令和2年度策定の「関ヶ原町人口ビジョン」で示された、本町の年齢3区分別人口推移及び将来展望人口によると、経済と社会の主要な活力となる15～64歳の生産年齢人口が、昭和55年頃では約6,900人と総人口の3分の2程度を占める人口構成になっていました。しかし、20～30代を中心に職業上や結婚などの理由による転出超過が続いており、令和22年度には約2,400人にまで減少し、総人口に占める割合も約45%程度に低下すると予想されています。このまま減少し続けると深刻な労働力不足に陥ると考えられています。

また、総人口に対する年少人口の比率は、徐々に減少しており、全体の10%程度の横ばいで推移すると展望されています。その一方、老年人口の比率(高齢化率)は上昇を続け、平成27年(2015年)で既に全体の30%を超えており、令和22年(2040年)には全体の40%程度にまで増加すると展望されています。

公共施設等の主要な利用者は町民であり、病院や学校、子育て支援施設などといった施設はそれぞれ異なった特定の年齢層に利用されることが多く、町の人口や年齢構成の変化は、公共施設等の需要に大きく影響します。また、町民は公共施設等の利用者であると同時に、納税者として公共施設等の維持管理に必要な費用を負担する方々でもあります。保有し維持管理が必要な公共施設等の総量が変わらないまま人口が減少すると、1人あたりの負担は増大します。

そのため、将来の人口や年齢構成の変化を考慮しつつ、将来の公共施設等のあり方と適正な保有量を検討する必要があります。

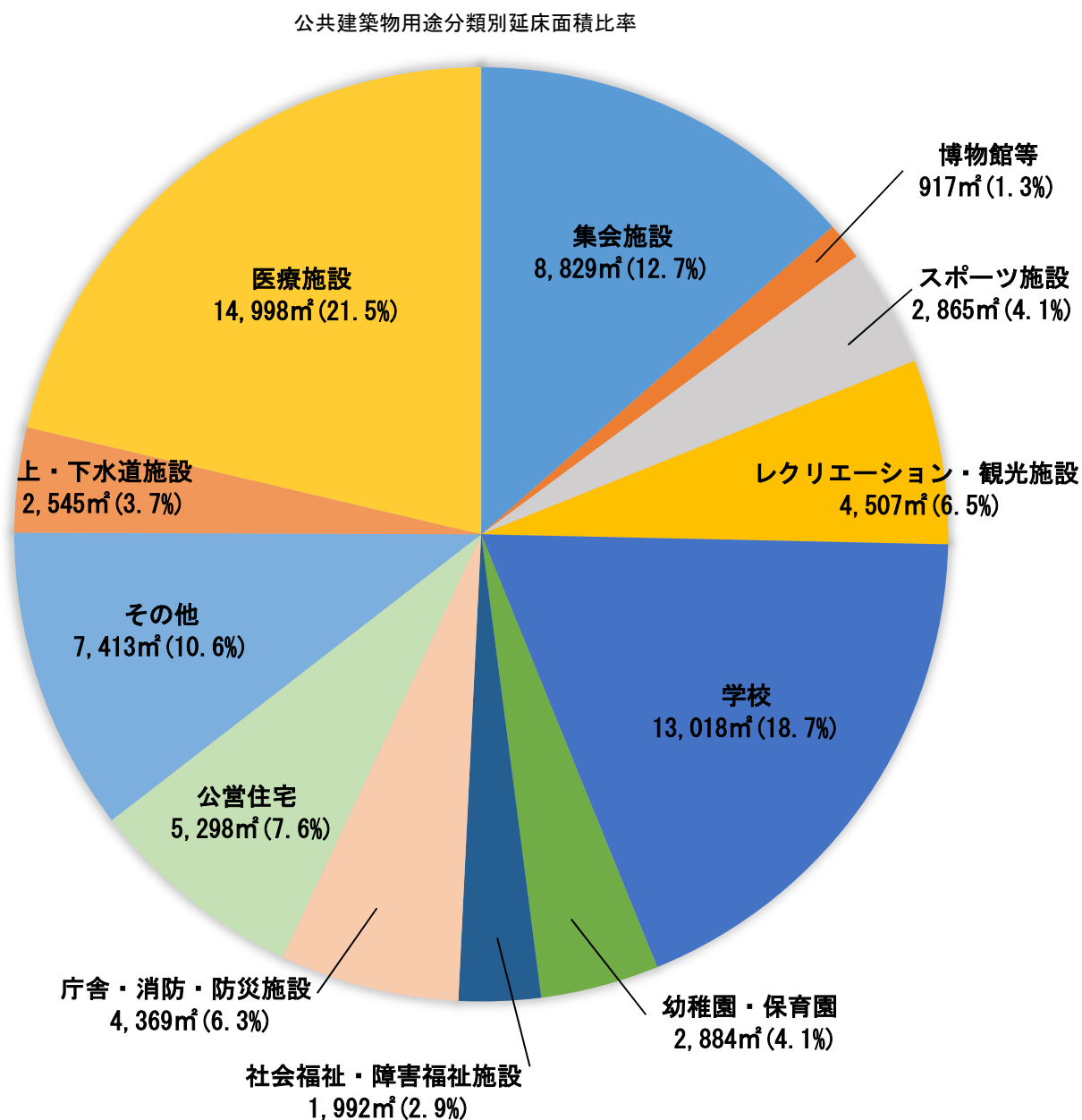
2.2 公共施設等の現況

(1) 公共施設等の現況

【施設数・延床面積等】

本庁の公共建築物（いわゆるハコモノ施設）は以下に示すとおり、行政財産として71施設、164棟、延床面積65,679㎡、普通財産として2施設、2棟、延床面積3,956㎡を所有しています。

用途分類別に見てみると大分類別では学校教育系施設が2施設で延床面積13,018㎡（全体の18.7%）、医療施設である国保関ヶ原診療所が4施設で延床面積14,998㎡（全体の21.5%）を占め、この学校教育系施設と医療施設で全体の約4割の延床面積を占めています。次いで町民文化系施設が15施設で延床面積8,829㎡（全体の12.7%）、公営住宅が3施設で延床面積5,298㎡（全体の7.6%）となっています。



公共建築物総括表

用途分類		施設名称	施設数	棟数	延床面積	合計面積	面積 構成比
大分類	中分類						
町民文化系	集会施設	ふれあいセンター	15	1	4,423 ㎡	8,829 ㎡	12.7%
		中央公民館		2	2,598 ㎡		
		集落センター		4	790 ㎡		
		多目的集会(研修)施設		8	1,018 ㎡		
文化財系	博物館等	歴史民俗学習館	2	1	709 ㎡	917 ㎡	1.3%
		不破関資料館		1	208 ㎡		
スポーツ レクリエーション系	スポーツ施設	町民体育館	13	1	1,526 ㎡	2,865 ㎡	4.1%
		今須体育館		1	939 ㎡		
		町民プール		1	275 ㎡		
		桃配運動公園		1	125 ㎡		
	レクリエーション 観光施設	グリーンウッド関ヶ原		1	709 ㎡	4,507 ㎡	6.5%
		駅前観光交流館		1	243 ㎡		
		旧北小学校(笹尾山観光交流館)		1	3,452 ㎡		
		公衆便所		6	103 ㎡		
学校教育系	学校	関ヶ原小学校	2	3	6,827 ㎡	13,018 ㎡	18.7%
		関ヶ原中学校		5	6,191 ㎡		
子育て支援施設	幼稚園・保育園	旧関ヶ原小学校附属幼稚園	4	1	768 ㎡	2,884 ㎡	4.1%
		今須保育園		1	470 ㎡		
		西保育園		1	872 ㎡		
		東保育園		1	774 ㎡		
保健・福祉施設	社会福祉施設	国保保健福祉総合施設やすらぎ	1	1	1,592 ㎡	1,992 ㎡	2.9%
	障害福祉施設	旧北幼稚園(さくらんぼの家)	1	1	400 ㎡		
行政系施設	庁舎等	役場本庁舎	2	1	3,456 ㎡	4,369 ㎡	6.3%
		役場分庁舎		1	424 ㎡		
	消防施設	消防団車庫	10	10	410 ㎡		
	防災施設	防災倉庫	2	2	79 ㎡		
公営住宅	公営住宅	御祭田住宅	1	16	905 ㎡	5,298 ㎡	7.6%
		中山住宅	1	34	3,473 ㎡		
		天満住宅	1	17	920 ㎡		
その他	その他	関ヶ原斎苑	1	1	870 ㎡	7,413 ㎡	10.6%
		資源物ストックヤード	1	1	499 ㎡		
		旧今須小中学校	1	1	5,403 ㎡		
		旧北保育園(シルバー人材センター)	1	1	504 ㎡		
		その他施設	4	4	137 ㎡		
供給処理施設	下水道施設	浄化センター	1	1	1,576 ㎡	2,545 ㎡	3.7%
		今須農業集落排水処理施設	1	1	356 ㎡		
	上水道施設	上の谷浄水場	1	1	101 ㎡		
		今須中町浄水場	1	1	45 ㎡		
		藤古川浄水場	1	1	243 ㎡		
		平井浄水場	1	1	224 ㎡		
医療施設	医療施設	国保関ヶ原診療所	1	24	14,026 ㎡	14,998 ㎡	21.5%
		看護師宿舎	1	1	390 ㎡		
		医師官舎	1	1	282 ㎡		
		医師住宅	1	1	300 ㎡		
合計			73	166	69,635 ㎡	69,635 ㎡	100.0%

※表中の「旧北小学校(笹尾山観光交流館)」及び「旧北保育園(シルバー人材センター)」は普通財産

【出典】固定資産台帳

【建築年度別の状況】

令和 2 年度に策定された公共施設個別施設計画によると、昭和 42 年頃から建築が増え始め、当初は公営住宅が多く造られ、医療施設、子育て支援施設、学校教育系施設、町民文化系施設などが順次整備されてきたことが分かります。

建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年以前に建てられた建築物の延床面積は22,351㎡あり、全体の約34%を占めており、老朽化も進んでいます。

(2) 過去に行った対策の実績と施設保有量の推移

平成30年度に2施設の廃止を行い、令和2年度末現在延べ床面積69,635㎡の公共施設を保有しています。計画策定時の平成28年度と比較すると、延べ床面積が2,375㎡、3.3%減少しています。

施設保有量の推移と過去に行った対策

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延べ床面積	72,010 ㎡	69,635 ㎡	69,635 ㎡	69,635 ㎡
計画策定時比	—	96.7%	96.7%	96.7%
主な対策		【廃止】 ・老人福祉センター ・丸山公衆便所		

【出典】固定資産台帳

(3) インフラ施設の現況

本町が所有するインフラ系施設の総量は、以下に示すとおりとなっています。

インフラ系施設は道路、橋梁、上水道施設、下水道施設があり、道路は190,342m、橋梁は84橋、1,261m、上水道管路101,614m、下水道管路81,323mとなっています。なお、上水道の施設として管路の他に浄水場、下水道の施設として浄化センター等があります。

インフラ系施設総括表

施設種別		総量	
道路		総延長	190,342m
		面積	819,544㎡
橋梁	全 84 橋	総延長	1,261m
		面積	8,272㎡
上水道	管路	総延長	101,614m
下水道	管路	総延長	81,323m

【出典】道路・林道・農道台帳、維持管理個別施設計画（道路橋梁）、上下水道台帳

(ア) 道路

本町が管理する道路は以下に示すとおり、実延長が190,342m、面積が819,544㎡と
なっています。山間地もあるため林道の割合も高くなっています。

道路総量内訳

		道路延長		面積	
道路		190,342m		819,544㎡	
内訳	町道	126,464m	66.5%	615,514㎡	75.1%
	林道	34,306m	18.0%	105,174㎡	12.8%
	農道	29,572m	15.5%	98,856㎡	12.1%

【出典】道路・林道・農道台帳

(イ) 橋梁

本町が有する橋梁は、以下に示すとおり84橋、橋長1,261m、面積8,272㎡となっ
ています。種類別の橋数ではRC橋が38橋と約45%を占めています。

建設年度別構造別でみると、昭和62年から平成2年に面積比で半分以上の橋梁が建
設されており、比較的新しいものが多い状況ではありますが、今後はある時期に橋梁
の更新が集中することが予想されます。

橋梁総量内訳

		橋数		橋長		面積	
橋梁		84橋		1,261m		8,272㎡	
内訳	PC橋	23橋	27.4%	422m	33.5%	3,215㎡	38.9%
	RC橋	38橋	45.2%	236m	18.7%	1,186㎡	14.3%
	鋼橋	22橋	26.2%	601m	47.7%	3,867㎡	46.7%
	その他	1橋	1.2%	2m	0.1%	4㎡	0.1%

【出典】維持管理個別施設計画(道路橋梁)

(ウ) 上水道

本町が管理する上水道は以下に示すとおり、管路延長は101,614mあります。その
うち配水管がほとんどであり約97%を占めています。

また、布設年度別の管路延長を以下に示します。地方公営企業法施行規則で定め
られた配水管の法定耐用年数である40年を経過した管路が12,263m(全体の12.1%)、
布設年度不明の管路が22,293m(全体の21.9%)あるため、今後はこれらの管路の更
新が必要になります。

上水道管路総量内訳

管路			
総延長		101,614m	
内訳	導水管	2,043m	2.0%
	送水管	1,514m	1.5%
	配水管	98,057m	96.5%

【出典】上水道台帳

(エ) 下水道

本庁が管理する下水道管路は以下に示すとおり、管路延長は81,323mとなっており、また、布設年度別で下水管管路をみると、国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準的耐用年数である50年を経過した管路はまだありません。

下水管総量内訳

管路			
総延長		81,323m	
内訳	コンクリート管	3,601m	4.4%
	塩ビ管	75,177m	92.5%
	その他	2,545m	3.1%

【出典】下水道台帳

2.3 財政状況の推移と将来の見通し

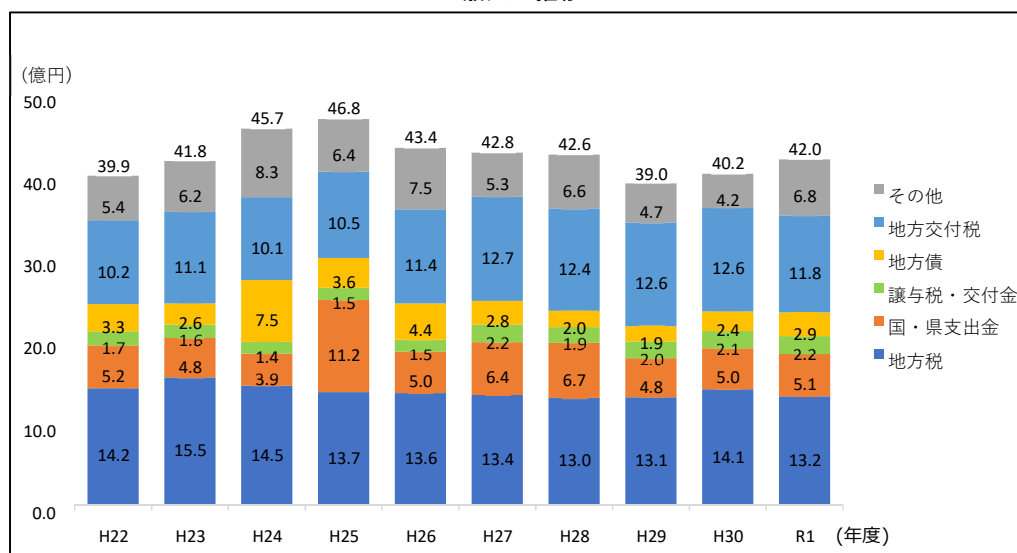
本町の財政状況について、平成22年度から令和元年度までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

(1) 歳入

本町の歳入の推移を以下に示します。

本町の歳入は、全体としては概ね40～50億円の間で推移しており、令和元年度は42億円です。長引く景気の低迷化により町民税が減収したため、今後は現状の推移が続くと推定されます。（「第六次関ヶ原町行財政改革大綱」より）

歳入の推移

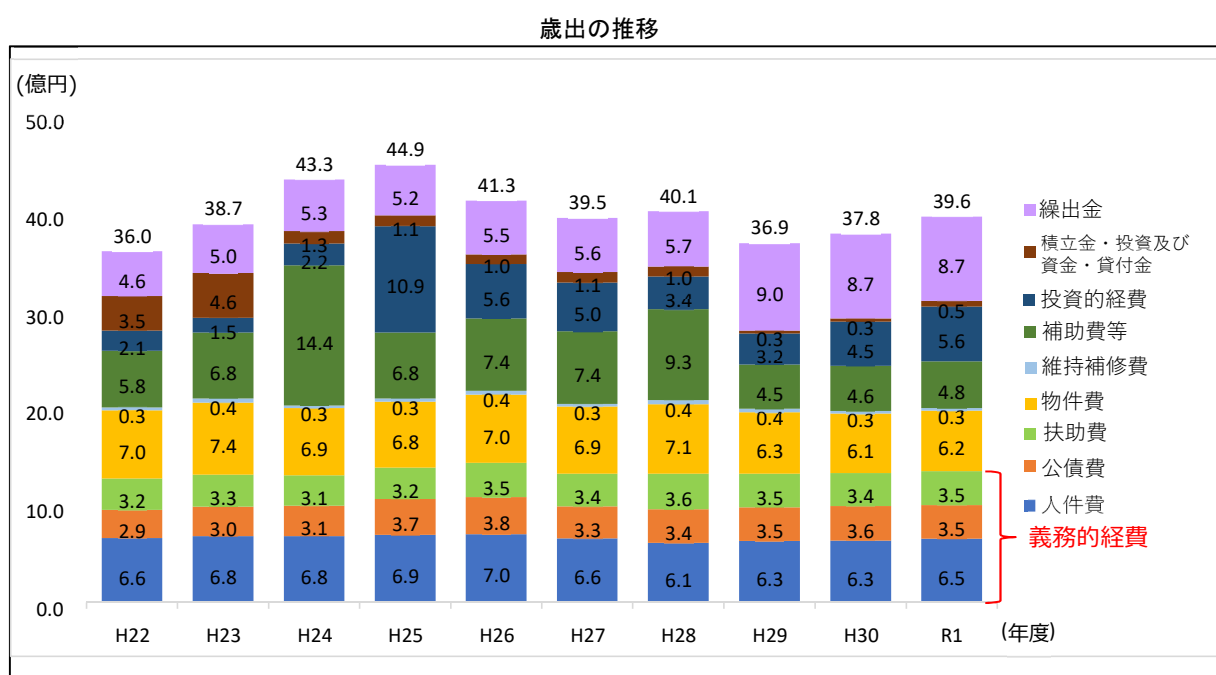


【出典】総務省 平成22～令和元年度 市町村別決算状況調

(2) 歳出

本町の歳出の推移を以下に示します。本町の歳出は、この10年間は概ね40億円前後で推移しています。歳出の内訳を性質別に見てみると、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費は、平成25年度の10.9億円から、平成23年度の1.5億円と年度ごとに金額が大きく違いますが、平成22年度から令和元年度までの10年間で平均すると年4.4億円になります。

一方、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、平成22年度から令和元年度までの10年間で平均すると年3.4億円になります。



【出典】総務省 平成22～令和元年度 市町村別決算状況調

(3) 更新費用の試算

今後、多くの公共施設等で老朽化が進行し、建替えや大規模改修が必要になると予想されており、建替えや大規模改修にかかる費用(更新費用)と時期を把握し、公共施設等の更新のあり方を検討する必要があります。

更新費用の試算は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が作成した公共施設等更新費用試算ソフトの試算方法に準じて行います。公共施設等更新費用試算ソフトは、平成22年度に総務省が監修し、一般財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき作成されたものです。今回の更新費用の試算は、施設個々の老朽具合等の実態に基づいて詳細に行ったものではなく、あくまでも、おおよその更新時期と費用を把握するために、耐用年数を一律で設定し、公共施設更新費用試算ソフトを活用して暫定的に試算したものです。

(ア) 公共建築物

次の仮定した条件に従い、公共建築物の更新費用を試算します。

- ①公共建築物は、耐用年数を60年に設定し、建築後60年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後30年で実施します。
- ②設計及び施工は複数年度にわたり費用がかかるため、建替え期間を3年、大規模改修の修繕期間を2年として、費用を分割します。
- ③試算時点で既に建替え又は大規模改修の時期を迎えているものは、試算年度に費用が集中しないように、今後10年間で分散して行うものとします。
- ④試算時点で建築後51年以上経過しているものは、建替え時期が近いいため、大規模改修を行わないものとします。
- ⑤用途分類(大分類)ごとに更新単価を設定し、延床面積を乗じることで費用を算出します。
- ⑥個別施設計画において廃止等に区分された施設は上記の更新、建替えを行わないものとします。

公共建築物の更新単価と概算費用試算

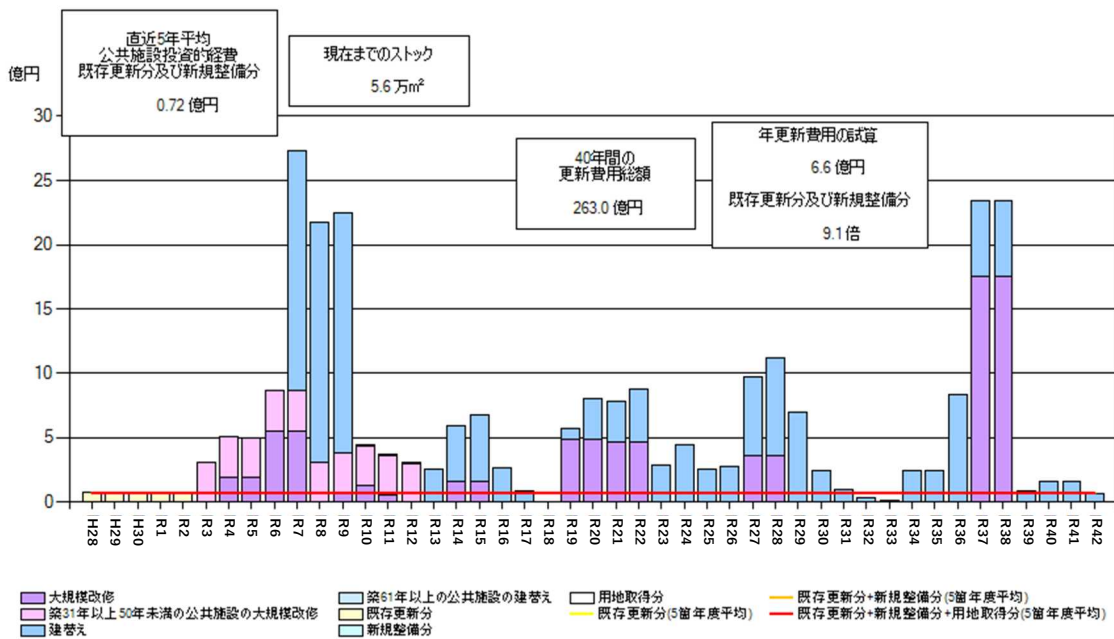
用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
文化財系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

【出典】総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価

対象施設について、個別施設計画に基づき今後必要とされる改修・更新費を総務省の費用試算ソフトから算出した結果、令和3年から令和42年までの40年間、公共施設の更新費用は総額で263億円、年平均で6.6億円と試算できます。

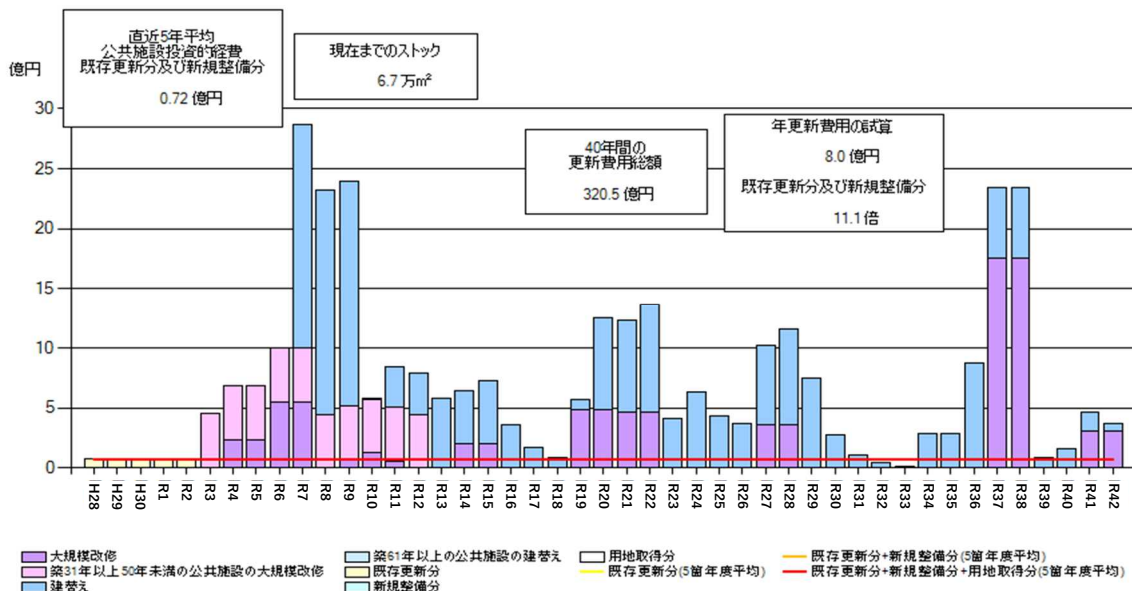
平成28年度から令和2年度までの5年間の公共建築物への投資費用は年平均で0.72億円であるため、将来はその9.1倍程度の費用が求められることになります。

公共建築物の更新単価と概算費用試算



また、総務省の費用試算ソフトから、公共施設を単純更新した場合のコストを算出すると、令和3年から令和42年までの40年間の更新費用は320.5億円と試算できます。なお、個別施設計画に基づき対策を講じた場合の更新費用は263.0億円と試算されたため、対策による効果額は40年間で57.5億円、1.44億円/年となります。

公共施設を単純更新した場合の公共建築物更新費用試算



(イ) 道路

次の仮定した条件に従い、道路の更新費用を試算します。

- ①道路の更新は舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は15年と設定します。
- ②15年間で全舗装の打替えを行うものとし、1年あたり全道路面積の15分の1ずつ実施します。
- ③更新単価は一律5,200円/㎡と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します

道路の更新単価と概算費用試算

	面積	更新単価	合計
町道	615,514㎡	5,200円/㎡	3,200,673千円
林道	105,174㎡		546,905千円
農道	98,856㎡		514,051千円
合計	819,544 ㎡		4,261,629千円

15年毎に4,261,629千円の更新費用が必要 ⇨ 年間 約285,000千円が必要。

約285,000千円×40年間 = 総額 11,400,000千円

【出典】総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価

以上の条件で試算すると、令和3年から令和42年までの今後40年間で約114億円、1年あたり約2.85億円の更新費用が必要になると予測されます。

(ウ) 橋梁

次の仮定した条件に従い、橋梁の更新費用を試算します。

- ①橋梁の耐用年数は60年とし、建設後60年を経た年度に更新します。
- ②現在の橋梁構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は、元がPC橋（プレストレストコンクリート橋）でないものを含め、PC橋として更新します。
- ③更新単価は構造別に設定し、橋梁面積を乗じて更新費用を算出します。

橋梁の更新単価と概算費用試算

構造	面積	更新単価	合計
PC橋	3,215m ²	425千円／m ²	1,366,375千円
RC橋	1,186m ²	425千円／m ²	504,050千円
鋼橋	3,867m ²	500千円／m ²	1,933,500千円
その他	4m ²	425千円／m ²	1,700千円
合計	8,272 m ²		3,805,625 千円

60年毎に3,805,625千円の更新費用が必要 年間 約64,000千円が必要。

約64,000千円×40年間 = 総額 2,560,000千円

【出典】総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価

以上の条件で試算すると、令和3年から令和42年までの今後40年間で約25.6億円、1年あたり約0.64億円の更新費用が必要になると予測されます。

(エ) 上水道管路

次の仮定した条件に従い、上水道管路の更新費用を試算します。

- ① 上水道管路の耐用年数は40年とし、布設後40年を経た年度に更新します。
- ② 試算時点で既に耐用年数を迎えている上水道管路は、試算年度に費用が集中しないように、今後5年間で分散して行うものとします。
- ③ 更新単価は管径別に設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

上水道管路の更新単価と概算費用試算

管種	管径	更新単価	管路延長	更新費用
導水管	300mm未満	100千円/m	1,945m	194,500千円
	300～500mm未満	114千円/m	98m	11,172千円
送水管	300mm未満	100千円/m	1,514m	151,400千円
配水管	50 mm未満	97千円/m	38,135m	3,699,095千円
	75 mm未満	97千円/m	24,744m	2,400,168千円
	100 mm未満	97千円/m	20,144m	1,953,968千円
	125 mm未満	97千円/m	137m	13,289千円
	150 mm未満	97千円/m	6,547m	635,059千円
	200 mm未満	100千円/m	6,240m	624,000千円
	250 mm未満	103千円/m	1,868m	192,404千円
	300 mm未満	106千円/m	242m	25,652千円
合計(導水管：2,043m/送水管1,514m/配水管98,057m)				9,900,707千円

【出典】総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価

以上の条件で試算すると、令和3年から令和42年までの今後40年間で約99億円、1年あたり約2.5億円の更新費用が必要になると予測されます。更にこれに上水道施設・設備の更新費用が加算になります。

(オ) 下水道管路

次の仮定した条件に従い、下水道管路の更新費用を試算します。

- ① 下水道管路の耐用年数は50年とし、布設後50年を経た年度に更新します。
- ② 更新単価は、一律124千円/mと設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。
- ③ 更新単価は公共施設等更新費用試算ソフトの設定単価を採用しています。
- ④ 管路以外に下水道処理施設の更新が必要となります。

下水道管路の更新単価と概算費用試算

	延長	更新単価	合計
コンクリート管	3,601m	124千円/m	446,524千円
塩ビ管	75,177m		9,321,948千円
その他	2,545m		315,580千円
	81,323m		10,084,052千円

50年間に10,084,052千円の更新費用が必要 年間 約200,000千円が必要

約200,000千円×40年間 = 総額 約8,000,000千円

【出典】総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価

以上の条件で試算すると、以下に示すように管路の更新費用は令和3年から令和42年までの今後40年間で80億円必要であり、更には下水道処理施設の更新があります。また全体を1年あたりに均すと約2億円の更新費用が必要だと予測されます。

(カ) 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道管路及び下水道管路を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を以下に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、令和3年から令和42年までの今後40年間で約582億円、1年あたり約14.6億円の更新費用が必要になると予測されます。

公共施設等全体の更新費用試算

分類	更新費用(40年間の総額)	更新費用(単年度額)
公共施設	26,300,000千円	660,000千円
道路	11,400,000千円	285,000千円
橋梁	2,560,000千円	65,000千円
上水道	9,900,000千円	250,000千円
下水道	8,000,000千円	200,000千円
	58,160,000千円	1,460,000千円

今回行った公共施設等の更新費用の試算に関しては、実際の施設等の劣化状況については考慮せず、設定された耐用年数を迎えた公共施設等はすべて更新するものとして計算しています。従って、中長期的に公共施設等の更新費用を把握することを目的として行った、ある一定の仮定と簡便な計算にもとづく試算です。公共施設等の種類別、管理者別の整備方針によって今後に必要な更新費用は大きく変化していきます。

本町の歳出の過去10年間の推移を見ると、扶助費が約1.1倍と増加傾向にあります。扶助費は、人件費及び公債費とともに支出が義務付けられている義務的経費であり、簡単に削減することは困難な経費です。

また歳入について、近年は地方税の収入減に対して地方交付税が増加傾向にありますが、今後も人口減少が続けばそれに伴い税収も減少すると考えられます。

歳入が減少し、歳出の義務的経費が増加すると、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が削減されるおそれがあります。

本町におけるここ10年間の投資的経費は年4.4億円程度です。一方これからの40年間で1年あたりの更新費用は14.6億円に上り、現在の投資的経費の水準では、本町が保有するすべての公共施設等を更新するには費用が不足すると見込まれます。更に投資的経費が削減されれば、公共施設等の老朽化対策がますます困難になります。

将来の財政状況を見据え、公共施設等の適正な保有量と配置を検討するとともに、確保可能な財源の中で必要な公共施設等を維持するために、公共施設等の管理運営方針の見直しを行う必要があります。

＜参考＞有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年
有形固定資産減価償却率	50.7%	52.0%	53.5%

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

2.4 課題の整理

(1) 課題の整理

これまでに見てきた本町の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本町が公共施設等を管理していく上での課題は以下の通りです。

【人口構成】

- ①本町の人口は令和2年度末現在、6,771人で、昭和45年以降一貫して減少を続けており、今後も引き続き減少すると推計されています。
- ②年齢構成をみると、高齢者が増加し年少者が減少する少子高齢化の傾向が顕著であるとともに、生産年齢人口も大きく減少していく見込みです。

【財政事情】

- ①特に生産年齢人口の減少により、住民税等が大幅に減少する見込みであるとともに、地方交付税等も減少となる見込みです。
- ②高齢者人口の増加に伴い、医療費や扶助費等の増加が見込まれ、公共施設等に向けられる投資的経費は減少せざるを得ない状況となる見込みです。



【本町における公共施設マネジメント上の課題】

- ①人口規模、年齢構成に適合した公共施設等の保有、統廃合及び適正な配置
- ②計画的な維持管理や更新等によるライフサイクルコストの改善と財政負担の軽減
- ③誰もが使いやすく、安全、安心に利用することができる公共施設等の整備
- ④予防保全型の維持管理に向けた全庁的な管理・運営体制の整備



【公共施設等の現状】

- ①高度経済成長期以降に建設された多くの公共施設が更新期を迎えています。
- ②これまで事後保全的な対応が多く、計画的な改修・建替等が行われてこなかったため、長期間改修されていない施設が多くあります。
- ③人口減少や年齢構成の変化により、余剰や不要となる公共施設等が発生することが確実です。

① 人口規模、年齢構成に適合した公共施設等の保有、統廃合及び適正な配置

本町の人口は今後も減少していくとともに、高齢化が進み、必要となる施設の量と質が大きく変化していくことが確実です。

このような人口構造の変化に対応し、各公共施設等の必要量の確保、また適正な配置を行うため、施設の統廃合を含め、今後の施設保有の方針を定めることが必要です。

② 計画的な維持管理や更新によるライフサイクルコスト改善と財政負担の軽減

公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用ではすべての公共施設等の修繕及び更新の費用が賄えない状況にあります。

将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、中長期を見据え、効率的な整備計画を立て、財政負担の軽減を図ることが必要です。

③ 誰もが使いやすく、安全、安心に利用することができる公共施設等の整備

本町が保有する公共施設等の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進んでいます。旧耐震基準の(昭和56年以前)建築物も22,351㎡あり、これらの古い公共施設等を安全に利用できる状態を維持するためには、適確な改修、修繕、更新が必要です。

また、高齢者や障がい者でも使いやすい施設の整備を進めていくため、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めることが必要です。

④ 予防保全型の維持管理に向けた全庁的な管理・運営体制の整備

本町の公共施設等はこれまで事後保全型の対応で維持管理されてきたものが多く、このため、長期間改善されないまま老朽化が進んだ施設が多くあります。事後保全型の維持管理は予防保全型に比べライフサイクルコストが高くなることが知られているため、予防保全型の維持管理に移行することが必要です。

また、このためには、個別施設の状態を継続的に把握し、必要に応じた的確な対策が必要となるため、全庁的な公共施設等に関する施設情報取集体制を整備するとともに、財政状況を踏まえた計画的、効率的な公共施設等の維持管理等を進めるための取組み体制を整えることが必要です。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

3.1 公共施設等の管理に関する基本方針

今後は公共施設等の老朽化が進み、維持管理・更新や安全対策に従来よりも多くの維持管理費用が必要になると想定されています。その一方で、財政状況は地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による町税の減少、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれます。

以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する次の3つの基本方針を定めます。

- | |
|--|
| (1) 公共施設等の保有量と配置の適正化
(2) 公共施設等の長寿命化と安全確保
(3) 維持管理・運営の効率化 |
|--|

経済発展と時代の要請を背景に整備されてきた公共施設等ですが、財政上そのすべてを今後も保有し続けることは困難となってきました。将来予測される厳しい財政状況の中でも維持管理ができる規模にまで、公共施設等の保有量を削減し、且つ町民の方々ができる限り利用しやすい配置にすることが不可欠です。

①公共建築物

公共建築物については、建物の更新や老朽化対策の検討をする際に、各施設が果たしている役割や担っている機能を改めて確認し、対象となる施設が今後も必要であるかを再検討します。その結果、十分必要性が認められる公共施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化による適正な配置等を図ることとします。

一方で必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進することとします。

②インフラ系施設

インフラ系施設は面又はネットワークとして整備されているものが多く、また、道路や橋梁、上水道、下水道といった町民生活の基盤となっているため、短期的に削減することは困難です。

今後は、新規に整備又は拡大するものに関してはその必要性を十分に検討した上で整備するものとし、インフラの保有量の増大に歯止めをかけていくこととします。

(1) 公共施設等の適正な改修、更新と安全確保

公共施設等は町民の日常生活の中で広く利用されており、万一老朽化による事故が発生した場合には、生活や社会経済活動に与える影響は大きいものであるため、長期間、安全に利用できることが求められています。

公共施設等の適正な改修、更新等により町民が必要としている施設を長期間利用できることになることで、1年あたりの維持管理のコストは低下し、財政的にも有利になります。

また、公共施設の改修、更新については、人にやさしいユニバーサルデザインへの配慮に努め、高齢者や障がい者等のみならず、子どもや外国人などあらゆる人にとって分かりやすいユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。

(2) 維持管理・運営の効率化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、町民に提供しなければいけない施設があります。このような行政サービスを提供するために必須となる施設を維持していく上で、サービスの質を低下させずにコストを削減するためには、これらの施設の維持管理の効率化を図る必要があります。

維持管理の効率化のために「施設の複合化」、「民間手法・資金の活用」、「受益者負担の適正化」、「広告事業・施設命名権の導入」など、様々な公共施設等の特質に応じた手法を検討し、効率的な運営・管理を実施していくこととします。

3.2 公共施設等の保有量と配置の適正化

今後は人口減少、少子高齢化、温暖化等の社会情勢の変化に伴い公共施設等が果たすべき役割や求められる機能は変化していくものと予想されます。

そのため公共施設等の維持管理・更新計画を検討する際には対象となる施設の必要とされる役割や持つべき機能を検討し、必要性を評価します。

その結果、十分必要性が認められる公共施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化による適正な配置等を図ることとします。

一方必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進することとします。

このように今後は、公共施設等の必要性の検討と統廃合などによる配置の適正化を図ることとします。

(1) 公共施設等の建設の必要性の検討

新規に公共施設等を建設する場合には、計画段階でその施設の現在と将来の需要も見据え、その必要性を見極めます。また建設費用だけでなく数十年間に必要となる管理費、修繕費などの維持管理に必要な経費も検討し、費用対効果の面からも建設の必要性の有無を考慮します。また未利用施設の再利用や既存施設の複合化などの可能性も多方面から検討し、必要性がある場合のみ建設することとします。

また、建替え・更新の場合は、既存の建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設と複合化による総延床面積の削減など費用の軽減を検討します。

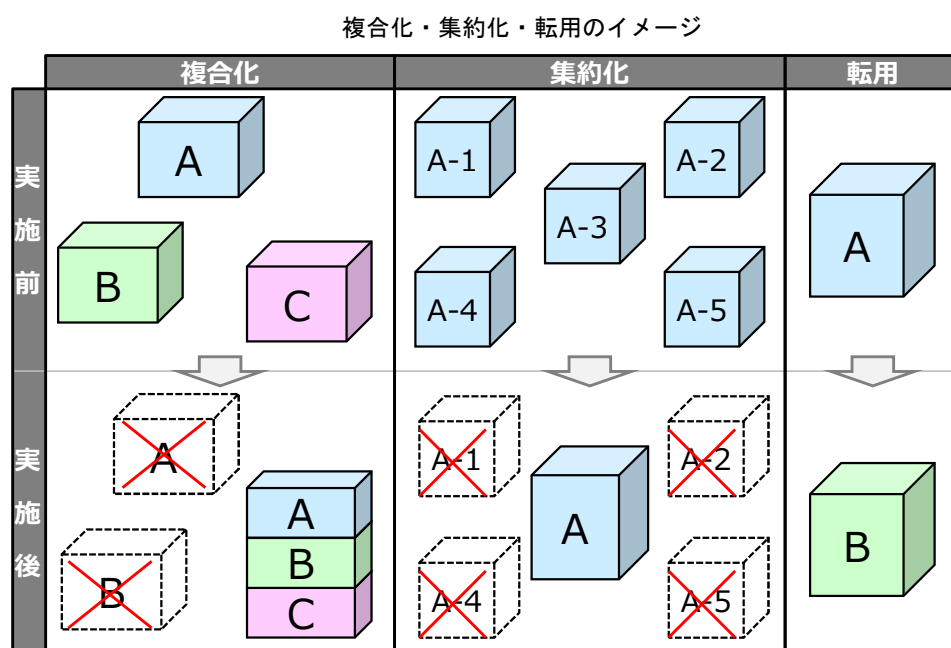
(2) 公共施設等の統廃合と転用の推進

本町の将来の人口と財政に見合う保有量の適正化に向けて公共施設の統廃合を検討していきます。その場合には統廃合により行政サービスの質の低下を招かないように配慮することが必要となります。

統廃合にあたっては、従来の多くの公共施設等のように「単一機能」としてのハコモノ施設として考えるのではなく、1つの施設で複数の行政サービスが提供できる複数機能の施設として整備した方が複数機能による相乗効果により利用者数の増大、共同利用スペースによる延床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットが生じることになります。

同種の施設が複数ある場合、それらを集約し、1つの施設に人員と費用を集中して拠点施設とすることで、施設機能とサービスを向上させることができます。

また、統廃合により廃止された公共施設については、別の用途に転用することにより、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます。これらの複合化・集約化・転用に関するイメージを以下に示します。



3.3 公共施設等の長寿命化と安全確保

本町が保有する公共施設等を今後もすべて維持していく場合には、老朽施設の更新及び修繕に今後40年間で約582億円もの費用が必要になると予測されています。

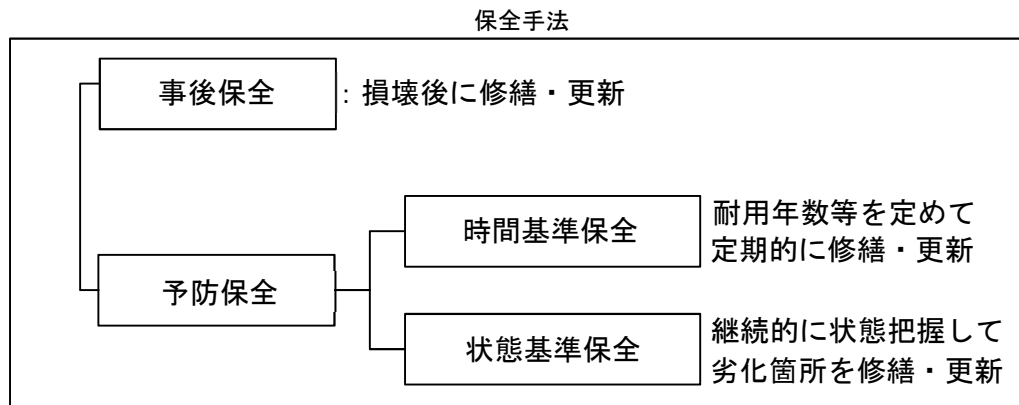
今後はこれら膨大な維持管理費用を全体的に抑えるとともに平準化させていくことが必要となります。この更新費用の試算は、施設類型ごとに設定した更新単価と更新間隔（耐用年数）をもとに一律的かつ簡易的な計算手法により算出しています。

しかし、実際には個々の施設で劣化の進行速度が異なることと、一律の水準で管理しては更新費用に充てられる財源が不足するため、施設毎の実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、劣化の進みやすさと機能が損なわれた場合の社会的損害などのリスクを基準に公共施設等を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定する「リスクベースメンテナンス」を導入することとします。

保全の手法としては以下に示すように、保全の実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う（すなわち壊れたら直す）「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます。

従来は「事後保全型」の維持管理形態でしたが、今後は「予防保全型」へと転換し、計画的な維持管理を実施していくことが全国的にも進められています。



「リスクベースメンテナンス」の考え方に基づき分類した管理水準レベルごとに、各保全手法のメリットとデメリットを考慮して種類に応じたそれぞれの公共施設等に採用する手法を決定し、時間基準保全の場合の耐用年数や状態基準保全の場合の点検頻度などを設定します。

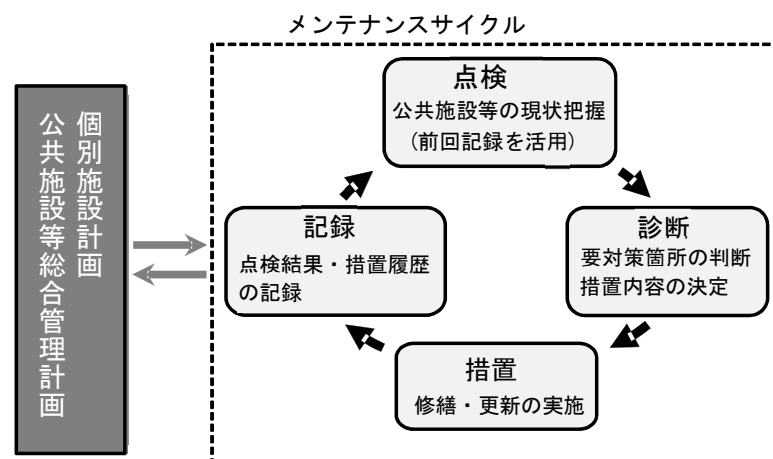
(1) 点検・診断等の実施

(ア) 点検・診断マニュアルの作成

- ・点検及び診断のマニュアルを施設類型ごとに作成します。
- ・国や県のマニュアルを参考にして、本町の管理水準に適合した点検・診断に関するマニュアルを作成します。

(イ) メンテナンスサイクルの構築

- ・施設の状態を点検し、点検結果に基づき更新又は修繕の内容を検討します。
- ・点検と診断を定期的かつ継続的に実施します。
- ・点検結果と修繕履歴を記録・蓄積することで、経年変化を適宜把握することが可能であり、これらの記録は次の点検と診断に活用します。
- ・以下のように、点検、診断、措置及び記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を構築することで、公共施設等の安全確保と長寿命化を効果的に進めることが可能になります。
- ・メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集して公共施設等の現状を把握し、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。



(ウ) 管理者による日常的な点検

- ・管理者等が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合などについて点検し、必要に応じて修繕を行います。

(エ) 町民による劣化・損壊の報告

- ・定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分については、町民の協力を得ます。
- ・公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には町への報告を促します。
- ・早期発見と迅速な対応により、事故を未然に防止します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施

(ア) ライフサイクルコストの削減

- ・公共施設等の設置から撤去までにかかる全てのライフサイクルコストを検討することで、全体のコスト削減に努めます。
- ・公共施設等を長寿命化することによるコスト削減に努めます。
- ・設計や建設の段階で、建設費用だけでなく管理と修繕のコストを削減できる材質、構造、工法などの検討を行います。
- ・断熱や日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などによる光熱費削減と環境負荷の軽減に努めます。

(イ) 事業量と費用の平準化

- ・中長期的に更新及び修繕を計画することで、町全体で事業量と費用が各年度で均等・平準化になるように調整した財政計画の立案に努めます。

(3) 安全確保の実施

(ア) 予防保全による危険への早期対応

- ・点検により危険性が高いと診断された施設について、早期に修繕等の対策を実施します。
- ・利用者の多い公共施設等については優先的に対応するよう努めます。

(4) 耐震化の実施

(ア) 災害対策拠点等の優先的対応

- ・災害発生時に対策の拠点となる施設、避難所となる施設、緊急輸送道路などは優先的に耐震補強等対策を実施します。
- ・耐震化が必要な施設については優先順位をつけて順次整備するように努めます。

(イ) 非構造部材と付属設備の耐震化

- ・建築物の基礎、柱、梁及び壁など構造の主要部分（躯体）の耐震化が必要であったり、人身被害のおそれがある天井の落下や棚の転落等、地震対策の強化を図ります。
- ・非構造部材と周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時にも公共施設等の利用が安全なものとなるように整備に努めます。

(ウ) インフラ復旧計画の策定

- ・大規模災害発生時におけるライフラインの復旧と給水車など復旧までの代替手段の確保などについて計画とマニュアルの策定します。

(5) 長寿命化の実施

(ア) 長期利用を見据えた設計と建設

- ・頑強な構造と耐久性に優れた材料を利用し、長期間安全に利用できる公共施設の建設を検討します。

(イ) 予防保全による寿命の延長

- ・損傷が軽微な早期段階での予防的な修繕に努めます。
- ・公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化の防止を図り、「予防保全」により施設を長期間利用できるように努めます。

(ウ) 長寿命化改修による耐久性の回復・向上

- ・耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修を実施します。
- ・長寿命化を図ることにより、建設時に想定した耐用年数を超えた長期利用を可能にします。

(エ) 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、法令上の基準、公共施設等自体の物理的耐久性能、社会が公共施設等に求める機能水準及び公共施設等を存続させるための費用効率の3つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります。

- ①法定耐用年数は税務・会計の基準として使用する年数であり、実際の利用可能年数とは乖離することがある。
- ②物理的、機能的及び経済的耐用年数を考慮して長寿命化を検討する。
- ③維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加することがある。

長寿命化改修により耐久性能を回復させても費用の削減につながらない場合もあり、したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わずに更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

耐用年数の種類

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設した方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

(6) ユニバーサルデザインの推進

- ・高齢者や障がい者等にも配慮したバリアフリー、ユニバーサルデザインによる施設整備に努めます。
- ・誰もが安心・安全に利用できる施設にすることにより、利用者の怪我などの予防に努めます。
- ・国が示す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020閣僚会議決定）の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(7) 統合や廃止の推進

- ・施設の老朽化状況や利用状況、コスト状況等を検討し、町民ニーズが少ない施設や社会的役割が薄れている施設等については、他施設への統合や廃止を検討します。
- ・将来の人口と財政に見合う保有量の適正化に向けて公共施設の統廃合を検討します。

3.4 維持管理・運営の効率化

(1) 民間との連携

(ア) 指定管理者制度、業務委託の推進

- ・必ずしも行政が実施しなくても民間によるサービスの質や量が確保される施設の運営は民間に委託することを検討します。
- ・指定管理者制度による民間経営手法を公共施設の管理と運営に活用します。
- ・同種の施設又は同種の業務は一括で委託し、効率化を高めます。

(イ) PFIによる公共施設等の整備と運営

- ・民間の資金と手法を用いて行うPFI(Private Finance Initiative)事業による公共施設等の整備と運営を検討します。
- ・民間事業者の経営能力を活用し、低廉かつ良質な公共サービスの提供を図ります。
- ・従来、行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで、地域や経済の活性化を図ります。

(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

(ア) 全庁横断的組織による協議と情報共有

- ・個別施設計画を策定する際に意見を交換、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有します。

(イ) 他部署所管施設の積極的活用

- ・他部署が所管する施設を使用することで行政サービスが効率的に実施できる場合は、積極的に活用します。
- ・庁内協議会において他部署所管の施設の情報収集と、協力体制を構築します。

(ウ) 職員研修の実施

- ・本計画を職員に周知させることにより公共施設等の効率的な管理に努めます。

4 フォローアップの実施

本計画の策定にあたっては令和2年度末時点で本町が保有している公共施設等を調査しました。この調査に基づき、年度ごとに更新されていく公共施設等についての全体像を把握します。調査は、企画政策課が事務局となり、各部署の協力の下に情報を収集した上で集計します。本計画で定めた方針に基づき、各部署においては、各部署が管理している施設の個別施設計画を策定し、所管する公共施設等の計画的な管理を実施していきます。

(1) PDCAサイクルによるフォローアップ

本計画は、計画期間を平成29年度から令和18年度までの20年間とし、計画期間中は、本計画で定めた方針に基づき、公共施設等の管理を実施します。

ただし、公共施設は毎年更新あるいは用途変更や廃止などもあり得るため、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に適切に対応することで引き続き、5年ごとに本計画の見直しを実施します。見直しの実施は、以下で示すように、計画、実施、評価及び改善をPDCAサイクルに沿って繰り返し行うものとします。

施設保有量の推移や有形固定資産減価償却率の推移などの進捗状況や、対策の実績を把握して管理するとともに、長寿命化対策を具体化する場合は、個別計画策定等により対策を実施した際の見込みを把握し、その効果について評価・反映していきます。

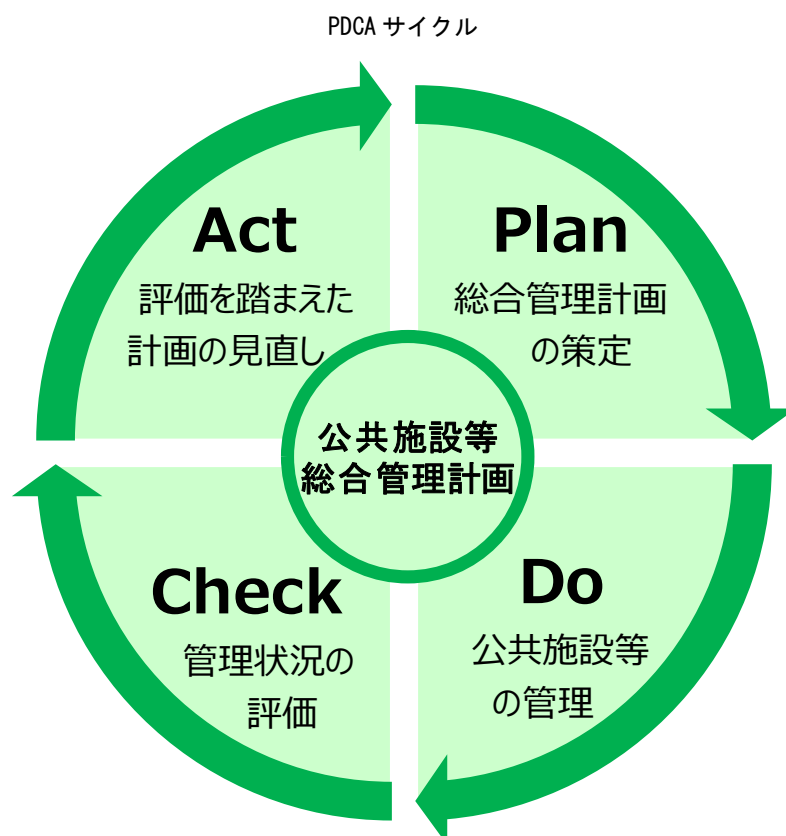
計画の見直しの際には、各部署が策定した個別施設計画と整合をとり、公共施設等の管理に関する本町の計画体系を整備します。

(2) 今後のスケジュール

今後は本計画の基本方針及び関ヶ原町社会資本整備計画と整合を図りながら、個別施設ごとの具体的な取組み内容を検討の上、今後、個別施設計画を策定し、スケジュールのとおり全庁的に取り組んでいくこととします。

スケジュール表

計画等	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	...	令和 8 年度	令和 9 年度	備 考
上位・関連計画												
関ヶ原町社会資本整備計画		一次整備計画推進					二次整備計画推進					
関ヶ原町人口ビジョン		まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成27年度から30年間										
公共施設等に関する計画												
関ヶ原町公共施設等総合管理計画		計画 策定	職員 周知						必要に応じて 評価・見直し			公共施設等管理 の基本方針
個別施設計画			計画 策定	計画 実施		PDCA		見直し		PDCA		概ね5年ごとに PDCAサイクル



5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物の更新費用の縮減

公共建物等の更新費用の試算で明らかとなった現在の施設規模や施設数を維持していくための将来の更新費用は、今後40年間で約582億円かかるものと見込まれています。このことから将来の投資費用は年平均で約14.6億円となります。

一方で直近の5年間の改修等にかけた投資費用は年平均で約0.8億円となります。これは、現在の公共施設の6%程度しか更新できていないことを示しています。

さらに、建替え更新時期が令和12年～令和21年に集中することが見込まれます。このように建物自体の更新を同時多発的に行うことは、財政的な問題もさることながら、公共施設を利用される町民に対しての安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持することが困難であることを示しています。

公共施設については、現在ある公共施設のサービス機能のうち、今後とも必要となる機能を見極めた上で、総量の見直しや非効率的な部分を是正するなど、予測される今後の財政状況と改修、更新にかかる経費とのバランスをとり、持続可能な行政サービスの提供を実現するための見直しを進めることとします。

そこで、「3 公共施設等の管理に関する基本方針」に掲げたように、機能集約等による施設総量の縮減、既存施設の延命化・長寿命化、管理運営費の縮減、また歳入面では、国県などの特定財源の確保、計画的な基金積立など、公共施設の在り方を踏まえた多様な取組により、トータルとして更新費用不足額の解消を図り、中長期的な視点によるマネジメントに取り組み、予想される今後の財政状況と公共施設等の改修・更新にかかる経費とのバランスをとりながら、町民への行政サービスの継続性に配慮した公共施設の実現を目指します。

(2) 更新費用縮減のための取組

財政的に厳しい状況下で、地域住民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設にかかるコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点(全体最適)に立って、公共施設マネジメントを推進していくことが必要です。そのためには、公共施設の老朽度と将来の人口ニーズなど公共施設における現状の課題を的確に把握し、全庁的な観点から縮減効果の高い施設を抽出し、重点的かつ優先的に統合や集約など再配置に向けた取組を積極的に取り入れることが必要です。

本町では、施設総量の多い施設として全施設規模(延床面積)に占める割合が高い施設用途の小学校(9.8%)、中学校(8.9%)、医療施設(21.5%)、集会施設(12.7%)、公営住宅(7.6%)等に対して積極的に取組の検討を施す必要があります。これらのうち、「ベンチマーク分析」においては、小学校、中学校、保育園、集会施設、庁舎、公営住宅の町民1人当りの施設規模が、全国や県内町の平均値を超えています。

ベンチマーク分析表

						ベンチマーク表 (人/㎡) (※)										
用途分類		施設数	延床面積 (㎡)		試算世代	R22	全国平均	県内平均	関ヶ原町	岐阜県白川町	長野県立科町	三重県大台町	3町平均			
大分類	中分類		構成比 (%)													
町民文化系施設	集会施設	15	8,829	13.5%	13.5%	全世代	80.4%			7,419	8,392	7,265	9,557	7,768		
						全世代	80.4%									
						全世代	80.4%									
						全世代	80.4%									
社会教育系施設	博物館等	2	917	1.4%	1.4%											
スポーツ・リクリエーション系施設	スポーツ施設	12	2,865	4.4%	6.0%											
	リクリエーション施設・観光施設		1,055	1.6%												
学校教育系施設	学校	2	6,827	10.4%	19.8%	～15歳	88.7%									
			6,191	9.4%		～15歳	88.7%									
子育て支援施設	幼保・こども園	1	768	1.2%	4.4%											
		3	2,116	3.2%												
保健・福祉施設	社会福祉施設	1	1,592	2.4%	3.0%	65歳～	86.3%									
	障害福祉施設	1	400	0.6%		65歳～	86.3%									
行政系施設	庁舎等	2	3,880	5.9%	6.6%	全世代	80.4%									
	消防施設	10	410	0.6%												
	その他行政系施設	2	79	0.1%												
公営住宅	公営住宅	3	5,298	8.1%	8.1%											
その他	その他	7	6,909	10.5%	10.5%											
下水道施設	下水道施設	2	1,932	3.0%	3.0%											
上水道施設	上水道施設	4	613	0.9%	0.9%											
医療施設	医療施設	4	14,998	22.8%	22.8%											
行政財産合計		71	65,679	100.0%												
普通財産		2	3,956													
施設数合計		73	69,635													

H27国調人口 (人)			7,419	8,392	7,265	9,557	7,768
公民館			0.35	0.71	0.89	0.23	0.61
公会堂・市民会館・図書館			0.60	0.12		0.16	0.14
集会施設	0.19	0.09	0.24	0.55	0.61	0.42	0.53
博物館	0.06	0.07					
体育館			0.33	0.12	0.46	0.64	0.41
小学校	0.85	0.78	0.92	2.16	0.92	1.51	1.53
中学校	0.52	0.53	0.83	1.51	1.04	1.36	1.30
保育園	0.06	0.04	0.29	0.33	0.22	0.41	0.32
本庁舎	0.15	0.11	0.47	0.34	0.46	0.70	0.50
消防施設			0.06	0.23			0.23
公営住宅	0.73	0.43	0.71	1.10	0.98	0.09	0.72
(※) 関ヶ原町：町民一人当たりの施設規模（延床面積/H27国調人口：7,419人）、他：「公共施設状況調査」より算定							
行政財産 建物計	3.80	3.19	8.85	9.84	6.14	8.50	8.16

上表中のベンチマーク数値の青文字は全国・県内平均以上であるが、3町平均値よりも下回っている数値、赤文字は全国・県内・3町平均を上回っている数値を示す。

また、利用者推移見込みにおいては、小学校、中学校、医療施設、集会施設、公営住宅といった施設規模が大きい用途すべてにおいて、利用者（各施設の利用対象年代）が将来時に大きく減少すると想定されています。

しかしながら、公共施設の縮減への取組にあたって、単なる施設総量の縮減に止まらず、多機能化・複合施設化を基本として、施設利用者の利便性向上を図るとともに、安全安心の確保に取り組んでいきます。また、地域住民の利用を中心とした施設については、地域住民の自発的な活動にとってより使い勝手の良いものとするため、地元自治会への移管等を進めることとします。

そこで、今後の公共施設マネジメントの取り組み方針として、「施設総量の適正化」、「点検・診断等」、「維持管理・修繕・更新等」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」の6つの項目を柱として、中長期的な取り組みを進めていくこととしています。

P. 41以降に施設類型ごとの取組方針を整理します。

(3) 施設類型ごとの取組方針

1 町民文化系施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
集会施設	15	8,829.00 m ²	公民館、研修施設、多目的集会施設 集落センター、ふれあいセンター他
合 計	15	8,829.00 m ²	

現状・課題
● 集会施設では昭和 56(1981) 年度以前に建築された施設において、「関ヶ原町中央公民館」は耐震補強未実施、「関ヶ原中央公民館 別館」は耐震診断結果は合格という結果である。昭和 56(1981) 年度以降の建築物は新耐震基準後の施設であり、耐震診断は実施していない。 ● 「関ヶ原町中央公民館」は昭和 46(1971) 年の建設。エレベーターなどバリアフリーの対応が遅れ、耐用年限(鉄筋コンクリート 60 年)が迫っており、外観も老朽化が目立つ。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「関ヶ原町中央公民館」は既存敷地内での建替及び他所への機能移転や新設を検討する。また指定管理者制度を導入など運営面でのコスト縮減化を検討する。 ○ その他の集会施設は町民の生涯学習活動の拠点として、安全な施設を提供するため、日常点検の結果により発見された劣化や損傷は早期に修繕を行う。また、将来、施設の更新を行う場合には、民間活力（PPP/PFI/指定管理者制度）の導入の可能性を検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「関ヶ原町中央公民館(別館含む)」は、既存敷地内での建替及び他所への機能移転や新設を検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 15 施設 → 2 施設(ふれあいセンターと中央公民館のみ維持) ○ 延床面積 9,539 m² → 7,021 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 利用継続は「ふれあいセンター」のみとし「中央公民館(別館含む)」は建替等の検討をする。これ以外は用途廃止、譲渡等により保有施設数を減じ、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
1	ふれあいセンター	継続	維持	定期的な点検を引き続き行い、不具合の発見、予防保全に努めます。また今後10年を目処に大規模改修、30年以内には更新(建替)を行います。
2	関ヶ原中央公民館	継続	建替	今後10年を目途に、他の施設へ機能移転も含め、本施設の建替を検討します。
3	関ヶ原中央公民館 (別館)	継続	建替	今後10年を目途に、他の施設へ機能移転も含め、本施設の建替を検討します。
4	今須生活改善 センター	継続	解体除却	今後10年を目途に、他の場所への機能移転に向けて地元自治会との合意形成に努め、建物の解体除却を検討します。
5	北部集落センター	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
6	貝戸集落構造 改善センター	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
7	竹ノ尻転作 促進施設	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
8	門間転作促進 研修施設	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
9	山中多目的 集会施設	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
10	小関集落センター	移譲	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
11	瑞竜転作促進 研修施設	移譲	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
12	大高転作促進 研修施設	移譲	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
13	東町転作促進 研修施設	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
14	藤下転作促進 研修施設	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。
15	野上転作促進 研修施設	継続	譲渡	今後10年を目途に、施設譲渡に向けて地元自治会との合意形成に努めます。

2 文化財系施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
博物館等	2	916.85 m ²	歴史民俗学習館、不破関資料館
合 計	2	916.85 m ²	

現状・課題
● 「不破関資料館」は昭和 57(1982)年の建設であり、新耐震基準後の建築物である。「関ヶ原町歴史民俗学習館」は、地上 2 階建てでエレベーターなどバリアフリーの対応も充足している。 ● 「不破関資料館」は直営で、年間利用者数が 5,000 人に満たない低利用施設であることが課題である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「関ヶ原町歴史民俗学習館」は、定期的な点検による維持・管理・修繕に努める。 ○ 「不破関資料館」は築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、転用の可能性などについて検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 「関ヶ原町歴史民俗資料館」は令和 2 年度に大規模な改修(リニューアル)することで劣化部分の改修が済んでおり、当面の大規模改修は不要。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 2 施設 → 2 施設 ○ 延床面積 917 m² → 917 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 機能は全て存続するが、今後、長寿命化又は建替えを判断する調査を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
16	歴史民俗学習館	継続	維持	令和2年度にリニューアルしたため、目立った損傷箇所はなく、当面は定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。
17	不破関資料館	継続	維持	当面は定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年以内を目途に大規模改修、30年以内を目途に建物の更新(建替)を行います。

3 スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
スポーツ施設	4	2,864.59 m ²	町民体育館、今須体育館、町民プール、桃配運動公園
レクリエーション施設 観光施設	9	4,507.25 m ²	駅前観光交流館、笹尾山観光交流館 グリーンウッド関ヶ原、公衆便所 他
合 計	13	7,371.84 m ²	

現状・課題
● 「関ヶ原町民体育館」は昭和 47(1972)年度の建設で耐震補強は未実施である。また、耐用年限(鉄骨 45 年)を迎え、外観上も老朽化が目立っている。町が有する大型の屋内運動施設であり、運営形態は包括委託、年間利用者は約 12,000 人である。 ● 6 箇所ある「公衆便所」は昭和 59(1984)年より逐次建設されており、観光で訪れる人々の利用が頻繁であり、維持補修を行わず放置した場合、施設自体の安全性に懸念がある。 ● 「グリーンウッド関ヶ原」は、運営は直営で管理棟の建設は平成 9(1997)年度である。もっとも古いバンガロー2 棟で平成 7(1995)年建設の木造建築物である。同施設は避難所として指定されている。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「町民体育館」「今須体育館」「町民プール」「桃配運動公園」は中長期的な視点で建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら建物の在り方を検討する。 ○ 「公衆便所」は日常点検を行い、その結果をもとに将来、修繕が必要と判断された際、修繕の実施の是非や建替えについて検討する。 ○ 「グリーンウッド関ヶ原」の施設は日常の維持管理や劣化調査の結果をもとに、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討し、計画的かつ確実に実施することで長寿命化を図る。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努め、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「関ヶ原町民体育館」は、公共性及び有効性が高いことから、早急な耐震化について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 13 施設 → 12 施設(旧北小学校を削減) ○ 延床面積 7,372 m² → 3,920 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 機能はほぼ維持するが、今後、長寿命化又は建替えを判断する調査を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
18	町民体育館	継続	大規模改修	定期的な点検を引き続き行い、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、耐震診断において危険性が危惧されているため、今後5年をめどに耐震補強を含む大規模改修を行います。
19	今須体育館	継続	大規模改修	定期的な点検を引き続き行い、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年をめどに大規模改修を行うこととします。
20	町民プール	継続	更新	定期的な点検を引き続き行い、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年をめどに大規模改修を行うこととします。
21	桃配運動公園	継続	維持	定期的な点検を引き続き行い、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年を目処に事務所の大規模改修を行うものとします。
22	グリーンウッド 関ヶ原管理棟 他	継続	維持	定期的な点検を引き続き行い、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年を目処に大規模改修を行うものとし30年以内には順次、建替を行います。
23	駅前観光交流館	継続	維持	定期的な点検を引き続き行い、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後20年を目処に大規模改修を行うものとします。
24	旧関ヶ原北小学校 (笹尾山交流館)	継続	解体除却	今後10年間を目途に、管理体制(観光協会が入居)を見直し、機能移転・建替も含めて検討すると共に老朽化の進む建物の解体除却を行います。
25	今須公衆便所	継続	維持	定期的な点検管理を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を図ります。
26	笹尾山公衆便所	継続	維持	平成30年度に移転・新設したため、当面は適正な維持管理に努めます。
27	山中公衆便所	継続	維持	定期的な点検管理を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を図ります。
28	松尾公衆便所	継続	維持	平成30年度に改修を行ったため、引き続き定期的な点検管理を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を図ります。
29	不破の関公衆便所	継続	維持	定期的な点検管理を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を図ります。
30	開戦地公衆便所	継続	維持	定期的な点検管理を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を図ります。

4 学校教育系施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
学校	1	6,827.00 m ²	関ヶ原小学校(運動場は除く)
	1	6,191.00 m ²	関ヶ原中学校(運動場は除く)
合 計	2	13,018.00 m ²	

現状・課題
● 現行の小学校、中学校ともに『公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き』によるところの小規模校(小学校 6～11 学級、中学校 3～11 学級)の状況である。 ● 現行の小中学校施設は全て新耐震基準後の建築及び、耐震化済みの健全な施設であり、体育館のみ避難所として指定されている。 ● 町民 1 人当りの施設規模が、全国や県内町の平均値を超えている。しかしながら、体育館は非常災害時に避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割を担う施設であることから、常に健全な状態を維持できるよう、継続的に維持管理費を確保することが課題である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 関ヶ原小学校及び関ヶ原中学校については、長寿命化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。また、余裕教室の活用方法として放課後児童クラブなど複合・集約化について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努め、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目	○ 施設数 2 施設 → 2 施設 ○ 延床面積 13,018 m ² → 13,018 m ²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 機能は維持するが、児童・生徒数の減少に合わせて規模、施設配置の検討を実施し、これを受けて長寿命化又は建替えを判断する調査を実施し、施設の最適化を図り、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
31	関ヶ原小学校 (校舎)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見と予防保全に努めます。また、確認された不具合等については、修繕等により、早期の対応を検討します。
32	関ヶ原小学校 (屋内運動場)	継続	更新	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、学校開放施設として、利用者である町民のニーズを踏まえ、利用しやすい施設の維持・管理に努めます。
33	関ヶ原小学校 (給食棟)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見と予防保全に努めます。また、確認された不具合等については、修繕等により、早期の対応を検討します。
34	関ヶ原中学校 (校舎)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見と予防保全に努めます。また、確認された不具合等については、修繕等により、早期の対応を検討します。
35	関ヶ原中学校 (特別教室棟)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見と予防保全に努めます。また、確認された不具合等については、修繕等により、早期の対応を検討します。
36	関ヶ原中学校 (給食棟)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見と予防保全に努めます。また、確認された不具合等については、修繕等により、早期の対応を検討します。
37	関ヶ原中学校 (柔剣道場)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見と予防保全に努めます。また、確認された不具合等については、修繕等により、早期の対応を検討します。
38	関ヶ原中学校 (屋内運動場)	継続	維持	定期点検及び清掃等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、学校開放施設として、利用者である町民のニーズを踏まえ、利用しやすい施設の維持・管理に努めます。

5 子育て支援施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
幼稚園・保育園	1	768.00 m ²	旧関ヶ原小学校附属幼稚園 (放課後児童クラブ)
	3	2,116.40 m ²	保育園
合 計	4	2,884.40 m ²	

現状・課題
● 全ての幼稚園・保育園は避難所に指定されているが耐震補強未実施であることが課題である。特に「東保育園」、「西保育園」、「関ヶ原小学校附属幼稚園」は新耐震基準前の建築であり、老朽化、耐震性が課題である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「関ヶ原小学校附属幼稚園」は平成 28(2016)年度末で廃止し、当面の間、放課後児童クラブとして利活用する。将来的には放課後児童クラブの移設、取り壊しを検討する。 ○ 「東保育園」と「西保育園」は平成 29(2017)年度から、地域ニーズを踏まえ認定こども園に転換しており、築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえた上で、統廃合及び建替えを検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「東保育園」、「西保育園」は取り壊し、新しい認定こども園の建設を検討する。「関ヶ原小学校附属幼稚園」は、取り壊しもしくは、周辺の開発計画と一体的に検討し、必要に応じて耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 4 施設 → 2 施設(旧幼稚園、新設認定こども園) ○ 延床面積 3,388 m² → 3,300 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 児童数の減少に応じて施設の規模、施設配置の検討を実施し、これを受けて長寿命化又は建替えを判断する調査を実施し、施設の最適化を図り、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
39	旧関ヶ原小学校 附属幼稚園 (放課後児童クラブ)	継続	維持	定期点検等を実施し、不具合の早期発見予防保全に努めます。また、施設周辺の開発計画等と一体的な建物の在り方を検討します。
40	今須保育園	統合	維持 (転用)	当面は定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。ただし、保育園廃止後5年以内に具体的な施設転用による施設の活用方法が見いだせない場合は取り壊しや自治会等への譲渡を検討します。
41	西保育園	統合	解体除却	当面は定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年以内に地域の子育てや保育ニーズを踏まえ、周辺環境と調和し、利用者の安心・安全を優先した認定こども園の新設を検討します。なお、施設の統合後に園舎の取り壊し、借地の返還を検討します。
42	東保育園	統合	解体除却	当面は定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年以内に地域の子育てや保育ニーズを踏まえ、周辺環境と調和し、利用者の安心・安全を優先した認定こども園の新設を検討します。なお、施設の統合後においては園舎の取り壊し、借地の返還を検討します。

6 保健・福祉施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
社会福祉施設	1	1,591.51 m ²	国保保健福祉総合施設やすらぎ
障害福祉施設	1	400.00 m ²	旧北幼稚園(さくらんぼの家)
合 計	2	1,991.51 m ²	

現状・課題

- 「国保保健福祉総合施設やすらぎ」は、在宅介護支援センターやデイサービスセンターを配備した施設として、国民健康保険 関ヶ原病院に併設、平成 15(2003)年の建設である。避難場所に指定されている。

取組方針

取組方針	
施設総量の適正化	○ 「国保保健福祉総合施設やすらぎ」は、長寿命化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。 ○ 「さくらんぼの家」は、昭和 53(1978)年に小規模授産施設として開設され、現在、生活介護事業所として旧北幼稚園を利活用した施設である。今後は築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、転用の可能性などについて検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「さくらんぼの家」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 2 施設 → 2 施設 ○ 延床面積 1,992 m² → 1,992 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 機能は維持するが、今後、長寿命化又は建替えを判断する調査を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
43	国保保健福祉総合施設 やすらぎ	継続	維持	今後10年は定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、20年以内には大規模改修を行います。
44	旧北幼稚園 (さくらんぼの家)	継続	建替	今後10年間を目途に、建物周辺の開発計画と一体的な見直しを図り、既存施設への機能移転や建替等を含めて検討します。

7 行政系施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
庁舎等	2	3,879.87 m ²	役場、役場分庁舎
消防施設	10	409.92 m ²	消防団車庫
その他行政系施設	2	79.59 m ²	防災倉庫
合 計	14	4,369.38 m ²	

現状・課題
● 「関ヶ原町役場」は平成 19(2007)年建設であり、免震装置を配備しており、地上 3 階建てでエレベーターなどバリアフリーの対応がなされ、建築及び町民サービス等は健全である。 ● 各地区の消防団施設に付随する車庫は、全て新耐震基準後の建築物であるが、耐震診断は未実施である。車庫の構造は木造又は鉄骨造であり、地震などの災害時における機能発揮に課題がある。 ● 消防倉庫は、全て新耐震基準後の建築物であるが、耐震診断は未実施である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 役場は設備類について包括委託など民間ノウハウを活用した保守管理業務の質の向上・事務量の低減・コスト削減を検討する。 ○ 消防施設は、長寿命化及び耐震化に向けた施設点検を実施し、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 役場(分庁舎)は、建物の劣化により、廃止・解体とする。
長寿命化	○ 役場及び防災倉庫は、建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 14 施設 → 13 施設(減：分庁舎) ○ 延床面積 4,369 m² → 3,945 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 機能はほぼ維持するが、今後、長寿命化又は建替えを判断する調査を実施し、トータルコストの削減を図る。加えて、庁舎等の整備に関しては、PPP/PFI 事業の適用に関しても考慮し、さらなるコスト削減に努める。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称	今後の方針		説明
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
45 関ヶ原町役場 (本庁舎)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。
46 関ヶ原町役場 (分庁舎)	廃止	解体 除却	今後10年を目途に倉庫・書庫の代替施設を確保し、解体除却します。
47 消防団車庫 (西部分団)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
48 消防団車庫 (西部分団第1班)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
49 消防団車庫 (西部分団第2班)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
50 消防団車庫 (中部分団)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
51 消防団車庫 (中部分団第1班)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
52 消防団車庫 (中部分団第2班)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
53 消防団車庫 (東部分団)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
54 消防団車庫 (東部分団第1班)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
55 消防団車庫 (北部分団)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
56 消防団車庫 (北部分団第1班)	継続	継続	今後10年は適切な維持・修繕を行い、施設の長寿命化に努めるものとします。ただし、消防団再編成時には団統合による施設の廃止・解体撤去を検討するものとします。
57 今須防災倉庫	継続	継続	適切な維持・修繕に努めつつ、今後10年を目処に大規模改修による長寿命化に努めるものとします。
58 防災倉庫	継続	継続	適切な維持・修繕に努めつつ、今後10年を目処に大規模改修による長寿命化に努めるものとします。

8 公営住宅

分類	施設数	延床面積	施設名称
公営住宅	3	5,298.00 m ²	中山住宅、御祭田住宅、天満住宅
合 計	3	5,298.00 m ²	

現状・課題
● 関ヶ原町には3つの公営住宅があるが、住居数に対し入居世帯がほぼ満杯状況である。但し「中山住宅」の住宅では入居率7割から8割程度となっている。 ● 「中山住宅」と「御祭田住宅」は新耐震基準前の建築であり、耐震診断も未実施の状況であり、災害時の安全性確保が課題である。また、同施設は簡易平屋であり耐用年限を越え、老朽化に対する対策が課題である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 簡易平屋の公営住宅については、現入居者の退去後は新規入居者を受け付けず、施設の除却を検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「中山住宅」と「御祭田住宅」は、簡易平屋という構造を加味した上で、取り壊しもしくは耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 「天満住宅」は、建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 3施設 → 2施設(減：中山住宅) ○ 延床面積 5,298 m ² → 1,825 m ²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 公営住宅等長寿命化計画等の関連計画に基づき、公営住宅の必要数の確保並びに長寿命化改善の実施等を検討し、トータルコストの削減に努める。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
59	御祭田住宅	継続	維持	当面は定期点検等を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を進めます。また、10年以内に大規模改修を進め、順次、更新を行います。
60	中山住宅	廃止	解体除却	当面は定期点検を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を進めます。また、20年以内には入居希望者等の他住宅への誘導を含め、老朽化の激しい家屋より順次、解体除却を図ります。
61	天満住宅	継続	維持	当面は定期点検を実施し不具合の早期発見、予防保全に努め、適正な維持管理を進めます。また、10年以内に大規模改修を進め、順次、更新を行います。

9 その他

分類	施設数	延床面積	施設名称
その他	8	7,413.16 m ²	斎苑、ストックヤード、旧今須小中学校、旧北保育園、公衆便所 他
合 計	8	7,413.16 m ²	

現状・課題
● 「明神の森」の建築物は保健保安林、水源かん養保安林を管理するための管理事務所である。昭和 63(1988)年建設、耐用年限(木造 30 年)が経過しており、外観も老朽化が目立つ。 ● 「関ヶ原斎苑」は、平成 4(1992)年建設で新耐震基準後の建築物であり、平成 21(2009)年に改修工事を行い増築している。関ヶ原町唯一の火葬場であるので、火葬炉の修繕等は計画的に行う必要がある。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「今須小学校」と「今須中学校」は、今後の利用方法を検討した上で維持管理方法を検討する。 ○ 「大高農村公園公衆便所」及び「関ヶ原町十九女池公衆便所」の 2 公衆便所は更新時期における施設の在り方(再配置・統廃合等)について検討する。 ○ 「明神の森」管理事務所は、建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら在り方を検討する。 ○ 「関ヶ原斎苑」については、中長期的な視点で建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行いながら在り方を検討する。 ○ 「関ヶ原町資源物ストックヤード」は、将来的に修繕が必要となったときに、施設の必要性などを考慮した上で、修繕の実施の是非や建替えについて検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 8 施設 → 7 施設(減：明神の森管理棟) ○ 延床面積 7,413 m² → 7,364 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ それぞれの機能の必要性に関して関連計画等に基づく調査結果等を踏まえ、長寿命化、建替え等を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
62	関ヶ原斎苑	継続	維持	当面は機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年以内を目途に大規模改修を、20年以内を目処に更新を行います。
63	資源物 ストックヤード	継続	維持	当面は施設等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。また、今後10年以内を目途に大規模改修を行います。
64	旧今須小中学校 (校舎)	転用	維持 (転用)	統合に伴い、施設機能が変更となるため、施設の今後の利用方針に基づき、適切な維持・管理方法を検討します。
65	旧北保育園 (シルバー人材センター)	継続	維持	定期点検等を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。
66	玉農業集落排水処理施設 (排水処理設備無し)	廃止 (転用)	維持 (転用)	集落排水処理施設の用途廃止(設備除却)を行い、防災備蓄倉庫や有害鳥獣対策資材置場等へ転用します。
67	十九女池 公衆便所	継続	維持	当面は地域にとって必要であるため定期的な維持管理を行い、継続していきつつ、今後10年以内には更新を行います。
68	大高農村公園 公衆便所	継続	維持	当面は地域にとって必要であるため定期的な維持管理を行い、継続していきつつ、今後10年以内には更新を行います。
69	明神の森 (管理棟)	廃止	解体除却	施設老朽化により、今後10年間を目途に解体除却とする

10 下水道施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
下水道施設	2	1,931.97 m ²	浄化センター 今須農業集落排水処理施設
合 計	2	1,931.97 m ²	

現状・課題
● 「関ヶ原浄化センター」は平成 10(1998)年の建設、構造は鉄筋コンクリートである。処理場施設は運営を民間への包括委託としている。 ● 「玉農業集落排水処理施設」と「今須農業集落排水処理施設」ともに運営形態は民間への包括委託である。両建築施設とも鉄筋コンクリート造で新耐震基準後の建設である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「関ヶ原浄化センター」は短期で耐震診断を実施し、耐震補強の工事を平成 29 年度から実施している。中長期的な視点では施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。 ○ 「旧玉農業集落排水処理施設」は、防災備蓄倉庫や有害鳥獣対策資材置き場等への転用する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 「関ヶ原浄化センター」は平成 26 年度に総合地震対策計画を策定し、平成 29 年度から耐震補強工事を行う。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 2 施設 → 2 施設 ○ 延床面積 1,932 m² → 1,932 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 施設のあり方(再配置・統廃合等)についての検討結果を踏まえ、長寿命化、建替え等の事業を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
70	浄化センター	継続	維持	機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。今後、2021年度に策定したストックマネジメントに基づき適切な機器更新を図ります。
71	今須農業集落排水処理施設	継続	維持	機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。

11 上水道施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
上水道施設	4	613.25 m ²	浄水場
合 計	4	613.25 m ²	

現状・課題
● 「藤古川浄水場」は昭和 39(1964)年の建設であり、耐震補強未実施で老朽化が著しい。藤古川水源自体、施設の老朽化が著しく土砂堆積に伴う貯留機能の低下から平井水源への移行を推進している。 ● 「平井浄水場」は平成 4(1992)年、「上の谷浄水場」は昭和 63(1988)年、「今須中町浄水場」は昭和 47(1972)年の建設。いずれも関西電力管内である。藤古川水源から平井水源への移行に伴い、施設規模の見直しが課題である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 「藤古川浄水場」及び「今須中町浄水場」は、「平井浄水場」の拡張整備に合わせ、配水施設に切り替え、取水・浄水機能は予備施設とする。 ○ 「平井浄水場」は藤古川水源から平井水源への移行に合わせて機能面の拡充を図る目的で施設の拡張を実施する。 ○ 「上の谷浄水場」は今後も単独施設で使用するため、施設更新を計画的に推進する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設である「藤古川浄水場」及び「今須中町浄水場」は、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 4 施設 → 4 施設 ○ 延床面積 613 m² → 613 m²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 施設のあり方(再配置・統廃合等)についての検討結果を踏まえ、長寿命化、建替え等の事業を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
72	上の谷浄水場	継続	維持	機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。
73	今須中町浄水場	継続 (機能縮小)	維持	機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。2035年度を目処に取水設備を休止し配水場に機能を縮小する計画です。
74	藤古川浄水場	継続 (機能縮小)	維持	機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。2030度を目処に取水設備を休止し配水場に機能を縮小する計画です。
75	平井浄水場	継続 (規模拡張)	維持	機器等の定期点検を実施し、不具合の早期発見、予防保全に努めます。今須中町配水場及び藤古川配水場（計画）へ配水するために、取水・浄水・送配水設備等を2035年度まで順次整備していく計画です。

12 医療施設

分類	施設数	延床面積	施設名称
医療施設	4	14,997.71 m ²	国保関ヶ原診療所
合 計	4	14,997.71 m ²	

現状・課題
● 「国保関ヶ原診療所」の建設は昭和 25 年(1950)、一般病床 88 床であり、診療本館である北病棟を含めた全 24 棟が施設の保有数となる。棟の中には旧給食棟(霊安室)や救急外来棟など築造 50 年以上となる施設があり、施設全般に老朽化が目立つ。また、病棟 3 棟のうち 1 つは耐震工事未実施である。 ● 「国保関ヶ原診療所」は業務委託費や経費での支出が多く経営面での採算性に課題があり、現在、病床数を減少させ、施設の減築・集約を行い、更なる運営の効率化を図る必要がある。



取組方針	
施設総量の適正化	○ 平成 29 年度に「国民健康保険 関ヶ原病院」は経営的な課題を克服する目的で施設の解体、縮減を行い、病床数 19 床以下(保有延床面積 15,795 m ² ⇒5,745 m ² に縮減)の「診療所」となる。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 耐震補強工事が未実施である「関ヶ原診療所 北棟」は、今後の運営等の方向性を見据えた上で、耐震補強の必要性を検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
施設の数・延べ床面積等の目標	○ 施設数 4 施設 → 2 施設(減：医師官舎・医師住宅) ○ 延床面積 14,998 m ² → 14,416 m ²
トータルコストの縮減・平準化の目標	○ 施設のあり方についての検討結果を踏まえ、長寿命化、建替え等の事業を実施し、トータルコストの削減を図る。

【個別施設計画における対策内容と実施時期】

施設名称		今後の方針		説明
		機能 (ソフト)	建物 (ハード)	
76	国保関ヶ原診療所	継続	大規模改修 解体除却	定期点検を実施することで、早期の不具合の発見・予防保全に努めます。 2029年～2039年に大規模改修を実施します。
77	看護師宿舎	継続	維持	定期点検を実施することで、早期の不具合の発見・予防保全に努めます。
78	医師官舎	廃止	解体除却	2028年までに施設の廃止・解体・借地の返還を検討します。また、2038年までにそれらの実施を目指します。
79	医師住宅	廃止	解体除却	2028年までに施設の廃止・解体・借地の返還を検討します。また、2038年までにそれらの実施を目指します。

1 インフラ施設

分類		総延長	面積	備 考
道路	町道	126,464m	615,514 m ²	
	林道	34,306m	105,174 m ²	
	農道	29,572m	98,856 m ²	
橋梁		1,261m	8,272 m ²	
上水道管路		101,614m	—	
下水道管路		81,323m	—	

現状・課題

- インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、それぞれ構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う必要がある。
- 人口動態やニーズに対応したインフラ施設整備が求められる。
- インフラ施設を面的に縮減していくことは難しいため、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが重要になる。

取組方針

施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、国等が示す「基準」や「要領」に準拠して、インフラ施設ごとの適切な点検・診断を実施し、その結果を蓄積し、計画的な修繕等や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検等の結果をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合には、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討する。
長寿命化	○ インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、施設ごとに専門性を有することから、個別の長寿命化計画等の方針等に沿って計画的かつ効率的に施設を保全・更新する。

資料編

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）

平成 26 年 4 月 22 日
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

※ 総務省通知は第一～第六までであるが、第一の記載すべき事項のみ掲載する。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）
- (3) 公共施設等の維持管理 ii・修繕 iii・更新 iv 等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

（１）計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

（３）現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充実可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理 viii の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和２年３月３１日時点で、全地方公共団体の９９．９％にあたる１７８６団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和２年１０月１３日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和２年度末には、ほとんどの施設類型で８割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年６月２１日閣議決定)等も踏まえつつ、令和３年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成２６年４月２２日付け総財務第７５号総務省自治財政局財務調査課長通知(平成３０年２月２７日付け総財務第２８号同課長通知により改訂)。以下「指針」という。)、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」(以下「平成３０年２月通知」という。)、同年４月２５日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(以下「平成３０年４月通知」という。)などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

御中貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４５条の４第１項(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでも総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成２６年度から平成２８年度以降、一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和２年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和３年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示ししてきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。(カッコ内は指針等における該当箇所)

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間（指針 P. 2 第一 二（１））
- ・ 施設保有量（指針 P. 2 第一 一（１））
- ・ 現状や課題に関する基本認識（指針 P. 2 第一 二（３））
- ・ 過去に行った対策の実績
- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移（指針 P. 7 第三 六）

② 維持管理・更新等に係る経費（指針 P. 2 第一 一（３）、平成 30 年 4 月通知）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも 10 年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針 P. 2～4 第一 二（４））
- ・ 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針（指針 P. 2 第一 二（２）、P. 4 第一 二（５））

2 記載が望ましい事項

① 数値目標（指針 P. 4、5 第二 三、平成 30 年 4 月通知 第一 二（２））

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針 P. 4 第一 三）

この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針 P. 7 第三 六）

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携（指針 P. 5 第二 六）

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和2年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

■公共施設等一覧表

資表 2-1 町民文化系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
集会施設	関ヶ原ふれあいセンター	4,422.75	1994	H6	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町中央公民館	1,888.12	1971	S46	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町中央公民館 別館 (旧働く婦人の家)	710.28	1980	S55	鉄筋コンクリート
	今須生活改善センター	231.84	1974	S49	鉄骨造
	北部集落センター	300.00	1980	S55	鉄筋コンクリート
	貝戸集落構造改善センター	114.10	1984	S59	鉄骨造
	竹ノ尻転作促進施設	91.89	1982	S57	鉄骨造
	門間転作促進研修施設	105.55	1983	S58	鉄骨造
	山中多目的集会施設	231.00	1982	S57	鉄骨造
	小関集落センター	143.50	1985	S60	鉄骨造
	瑞竜転作促進研修施設	69.00	1983	S58	鉄骨造
	大高転作促進研修施設	106.23	1982	S57	鉄骨造
	東町転作促進研修施設	190.10	1986	S61	鉄骨造
	藤下転作促進研修施設	73.11	1983	S58	鉄骨造
	野上転作促進技術研修施設	151.25	1981	S56	鉄骨造
	15 施設	8,828.72			

資表 2-2 文化財系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
博物館等	関ヶ原町歴史民俗学習館	708.53	1981	S56	鉄筋コンクリート
	不破関資料館	208.32	1982	S57	鉄筋コンクリート
	2 施設	916.85			

資表 2-3 スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
スポーツ施設	町民体育館	1,525.50	1972	S47	鉄骨造
	今須体育館	939.00	1986	S61	鉄骨造
	町民プール	275.04	1988	S63	鉄筋コンクリート
	桃配運動公園	125.05	1982	S57	筋コンクリート
	4 施設	2,864.59			
レクリエーション施設・観光施設	グリーンウッド関ヶ原	708.81	1997	H9	木造
	駅前観光交流館	243.44	2015	H27	木造
	旧北小学校 (笹尾山観光交流館)	3,452.00	1978	S53	鉄筋コンクリート
	今須公衆便所	20.00	1990	H2	鉄筋コンクリート
	笹尾山公衆便所	30.00	2019	R1	鉄筋コンクリート
	山中公衆便所	7.00	1989	H1	鉄骨造
	松尾公衆便所	12.00	1993	H5	木造
	不破の関公衆便所	20.00	1982	S57	鉄筋コンクリート
	開戦地公衆便所	14.00	1984	S59	鉄筋コンクリート
	9 施設	4,507.25			

資表 2-4 学校教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
学校	関ヶ原小学校	6,827.00	2009	H21	鉄筋コンクリート
	関ヶ原中学校	6,191.00	2015	H27	鉄筋コンクリート
	2 施設	13,018.00			

資表 2-5 子育て支援施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
幼稚園・保育園	旧関ヶ原小学校附属幼稚園 (放課後児童クラブ)	768.00	1978	S53	鉄筋コンクリート
	今須保育園	470.50	1982	S57	鉄筋コンクリート
	西保育園	871.50	1978	S53	鉄骨造
	東保育園	774.40	1977	S52	鉄骨造
	4 施設	2,884.40			

資表 2-6 保健・福祉施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
社会福祉施設	国保保健福祉総合施設やすらぎ	1,591.51	2003	H15	鉄筋コンクリート
	1 施設	1,591.51			
障害福祉施設	さくらんぼの家（旧北幼稚園）	400.00	1978	S53	鉄骨造
	1 施設	400.00			

資表 2-7 行政系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
庁舎等	関ヶ原町役場	3,455.87	2007	H19	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町役場分庁舎	424.00	1974	S49	鉄骨造
	2 施設	3,879.87			
消防施設	消防団車庫 西部分団	51.73	2011	H23	木造
	消防団車庫 西部分団第 1 班	22.68	1989	H1	木造
	消防団車庫 西部分団第 2 班	22.68	1997	H9	木造
	消防団車庫 中部分団	110.00	2009	H21	鉄骨造
	消防団車庫 中部分団第 1 班	22.68	1991	H3	木造
	消防団車庫 中部分団第 2 班	22.68	1981	S56	木造
	消防団車庫 東部分団	51.73	2009	H21	木造
	消防団車庫 東部分団第 1 班	22.68	1983	S58	木造
	消防団車庫 北部分団	51.26	2008	H20	鉄骨造
	消防団車庫 北部分団第 1 班	31.80	1984	S59	鉄骨造
	10 施設	409.92			
その他 行政系施設	今須防災倉庫	31.59	1982	S57	木造
	防災倉庫（H8 年取得）	48.00	1968	S43	鉄骨造
	2 施設	79.59			

資表 2-8 公営住宅の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
公営住宅	御祭田住宅	905.00	1974	S49	簡易平屋
	中山住宅	3,473.00	1970	S45	木造, 簡易平屋
	天満住宅	920.00	1983	S58	簡易平屋
	3 施設	5,298.00			

資表 2-9 その他の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
その他	関ヶ原斎苑	870. 41	1992	H4	鉄筋コンクリート
	関ヶ原町資源物ストックヤード	499. 20	2007	H19	鉄骨造
	旧今須小中学校	5, 403. 00	1985	S60	鉄筋コンクリート
	旧北保育園 (シルバー人材センター)	504. 00	1981	S56	鉄筋コンクリート
	玉農業集落排水処理施設 (排水処理機器無し)	76. 00	1992	H4	鉄筋コンクリート
	十九女池公衆便所	7. 00	1995	H7	鉄骨造
	大高農村公園公衆便所	4. 80	1997	H9	鉄筋コンクリート
	明神の森	48. 75	1988	S63	木造
	8 施設	7, 413. 16			

資表 2-10 下水道施設の一覧

中分類	施設名	延床 面積 (㎡)	建築年		構造
下水道施設	関ヶ原浄化センター	1, 575. 88	1998	H10	鉄筋コンクリート
	今須農業集落排水処理施設	356. 09	2010	H22	鉄筋コンクリート
	2 施設	1, 931. 97			

資表 2-11 上水道施設の一覧

中分類	施設名	延床 面積 (㎡)	建築年		構造
上水道施設	上の谷浄水場	101. 62	1990	H2	鉄筋コンクリート
	今須中町浄水場	44. 65	1972	S47	鉄筋コンクリート
	藤古川浄水場	242. 98	1967	S42	鉄筋コンクリート
	平井浄水場	224. 00	1989	H1	鉄筋コンクリート
	4 施設	613. 25			

資表 2-12 医療施設の一覧

中分類	施設名	延床 面積 (㎡)	建築年		構造
医療施設	国保関ヶ原診療所	14,025.67	1965	S40	鉄筋コンクリート
	看護師宿舎	390.48	2002	H14	
	医師宿舎	281.56	1978	S53	
	医師住宅	300.00	1992	H4	
	4 施設	14,997.71			

■用語解説

用語解説 (1/3)		
	用語	説明
あ	インフラ長寿命化基本計画	国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤などのインフラによって支えられています。その多くが昭和の高度成長時代に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えます。 こうした状況に対応するため、平成25(2013)年11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が取りまとめ、示されたものがこの計画です。この計画を受けて、インフラを管理する国や地方公共団体はインフラの維持管理・更新等について、行動計画及びインフラごとの個別施設計画を策定することになっています。
か	旧耐震基準	昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損した場合においても、補修により継続使用が可能ということで義務付けられたものです。
	行政財産	町の財産のうち、土地や建物などの不動産は公有財産と呼ばれ、そして公有財産は「行政財産」と「普通財産」の2種類に分類されます。このうち行政財産は行政目的の定まった財産で、公用財産と公共用財産に分かれます。公用財産とは町が事業や事務を執行する上で直接使用する財産で、庁舎などがこれに該当します。公共用財産は公園や公民館、福祉施設などで町民の皆さんが共同で利用することのできる財産のことです。
	公共施設等更新費用試算ソフト	(一財)自治総合センターによる「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」にて開発された試算ソフトを、(一財)地域総合整備財団が更新したソフトです。
	公債費	町債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
	高齢者人口	65歳以上の高齢者数のことで、65歳以上の高齢者の人口に占める割合を高齢化率と言います。
	公共施設等総合管理計画	我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。こうしたことから、地方公共団体においては、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成26(2014)年4月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定することになる計画です。 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的しており、関ヶ原町においてはこの「関ヶ原町公共施設等総合管理計画」がこれに該当します。
	固定資産台帳	固定資産台帳とは、固定資産・繰延資産を、その取得から減価償却費計算、そして、売却や除却といった顛末に至るまで、その経緯を個別資産ごとに管理する帳簿のことです。

用語解説 (2/3)		
用語		説明
か	減価償却	長期間にわたって使用される固定資産の取得（設備投資）に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きのことです。
さ	指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設の管理に、民間の能力、ノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により、それまでの「管理委託制度」に替えて制度化されたものです。 (公の施設の管理は、従来の管理委託制度のもとでは公共団体や地方公共団体が出資する第3セクターに限られていましたが、指定管理者制度では、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に公の施設の管理・運営を包括的に代行させることが可能になりました。)
	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層を指します。
た	長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。
な	年少人口	年齢別人口のうち15歳未満の人口のことです。
は	バリアフリー	高齢者、障害者、子供、妊婦などが建築物を利用するときに支障となる障壁（バリア）を取り除くことをいいます。
	PFI	PFI（Private Finance Initiative プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。
	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり、P（lan）＝計画、D（o）＝実行、C（heck）＝評価、A（ction）＝改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法のことをいいます。
	普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他の地方公共団体と統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。
	プレストレストコンクリート橋（PC橋）	あらかじめ応力を加えたコンクリート材及びPC鋼材を用いるので通常の鉄筋コンクリートに比べて強い荷重に抵抗できます。これによって鉄筋コンクリートよりも、長い支間長（スパン）を可能にしています。
ま	メンテナンスサイクル	点検→診断→措置→記録→（次回点検）というように維持管理のサイクルのことです。
や	ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、さまざまな人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方をいいます。その領域は、施設のほか、製品や街づくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっています。

用語解説 (3/3)		
用語		説明
ら	ライフサイクルコスト	ライフサイクルコスト(LCC)は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費等、建物のライフサイクル(建設から解体まで)に係る経費の事をいいます。
	リスクベースメンテナンス	リスクを基準に検査およびメンテナンス(検査、補修、改造、更新など)の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法です。ここでいうリスクとは、破損の起きやすさ(破損確率)と破損による被害の大きさ(影響度)の積として定義されています。

関ヶ原町公共施設等総合管理計画（令和3年度 改訂版）

発行者 | 関ヶ原町

編集者 | 企画政策課

〒503-1592

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58

【TEL】 0584-43-1111(代)

【H P】 <http://www.town.sekigahara.gifu.jp/>
